

1 出席議員及び欠席議員

出席議員（12名）

1 番	江 上 裕 子 君	2 番	中 川 泰 一 君
3 番	水 野 忠 宗 君	4 番	渡 辺 保 彦 君
5 番	小 宅 宏 君	6 番	_____
7 番	山 田 成 利 君	8 番	広 瀬 隆 博 君
9 番	乾 豊 君	10 番	若 山 隆 史 君
11 番	藤 埴 理 君	12 番	中 村 ひとみ 君
13 番	富 田 栄 次 君		

欠席議員（なし）

2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	早 野 博 文 君	副 町 長	藤 塚 康 孝 君
総 務 課 長	藤 塚 正 博 君	企画調整課長	小 森 俊 宏 君
税 務 課 長	桐 山 裕 次 君	健康福祉課長	酒 井 明 美 君
子育て推進課長	吉 野 敬 子 君	住 民 課 長	岡 野 文 紀 君
建 設 課 長	藤 江 和 明 君	都市計画課長	衣 斐 浩 一 君
産 業 課 長	小 竹 武 志 君	上下水道課長	川 瀬 桂 一 郎 君
会計管理者兼 会 計 課 長	多 賀 靖 君	消 防 主 任	三 輪 学 君
教 育 長	和 田 満 君	教育次長兼 学 校 教 育 課 長	小 川 裕 司 君
生涯学習課主幹	木 村 朋 宏 君		

3 職務のため出席した職員

事 務 局 長	高 木 智 司	書 記	石 川 敦 詞
総 務 課 主 査	水 野 徹		

4 議事日程

日程第1 一般質問

5 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長（広瀬隆博君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員には、垂井町議会会議規則第106条の規定により、12番 中村ひとみ議員、13番 富田栄次議員を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付いたしてありますので、これより議事日程に入ります。

日程第1 一般質問

○議長（広瀬隆博君） 日程第1、一般質問を行います。

通告に基づき、順次発言を許可いたします。

1番 江上裕子議員。

〔1番 江上裕子君登壇〕

○1番（江上裕子君） 皆様、おはようございます。

1番 江上裕子でございます。

議長の許可を得ましたので、通告に従い一般質問をいたします。

少子高齢化は日本経済に大きな影響を与えています。社会保障の増加、労働力の減少、需要と供給への影響、経済システムへの影響などが上げられます。このことは皆様も御存じのことと存じます。

そこで、こども家庭庁において、自治体が行う地域少子化対策重点推進事業に対して交付金を支給する施策を講じています。内容としては、婚活支援、妊娠・出産、子育てに関する支援や結婚・新生活支援事業などです。出会いから結婚生活、妊娠・出産、そして子育てまで手厚く支援するための交付金となります。このことにより、より多くの方が理想の結婚や子育てができる環境を整え少子化対策をするものです。これは未来への投資であり、日本の未来への戦略です。この交付金制度は、先ほども申し上げましたとおり、出会いから子育てまでを支援する包括的な施策であり、少子化対策としては極めて重要です。

しかし、効果が現れるまでには時間がかかるため、同時に今を活性化する施策が必要です。

持続可能なまちを支えるには、交流人口が鍵となってまいります。そこで、様々な人口についてお話ししたいと思います。

定住人口とは、まちに定住している人のことです。そして、交流人口とは、一時的に地域を訪れる人のことです。旅行者などがこれに当たります。交流人口は、地域の宿泊施設や飲食店、小売店などに直接的な経済効果をもたらします。観光客の消費は地域経済を潤します。そして、文化交流の促進ももたらします。次に、関係人口とは、地域内にルーツのある人や過去に勤務地や住居があった方や関わりの深い方たちです。そして、地域に愛着を持ち、地域づくりに参

画をしてくださる方のことです。そこで交流人口や関係人口を増やすことによって、地域を支える人が増えることとなります。

垂井町においては、定住人口の減少と高齢化が進行する中、豊富な歴史・文化資源をまだ生かし切れていない現状があります。そこで一時的に訪れた来訪者を関係人口へとつなげる仕組みづくりが急務です。

垂井町には、国史跡である美濃国府跡や竹中半兵衛公の御殿が発見された菩提山城などがあります。実は、垂井町は古代と戦国時代の両軸で誘致を見込めるまれな地域です。古代史と戦国史の融合で独自性を発揮することができます。これらの歴史的資源を生かすことに、観光客や親子連れ、文化愛好者、小学生から大人まで修学旅行にも最適なプランが組めるのではないかと考えます。

今回は、美濃国府跡を題材にして御提案したいと思います。

美濃国府跡は、奈良時代の政庁跡として全国的にも貴重な官衙遺跡です。発掘調査により、正殿、脇殿、朱雀路、官衙地区などが確認されています。

そこで、例えばの例ですが「令和から古代へ 時空を超える律令体験プログラム」と題して、参加者が奈良時代の役人になって戸籍管理や税の徴収、儀式の準備などを体験するロールプレイ型のプログラムはどうでしょうか。古代衣装の官位装束を着用して、木簡や和紙を使って戸籍や税の記録作りなどの国司の1日を体験します。考えただけでもわくわくしますね。南宮御旅神社での古代儀式の再現などもよいと思います。

この体験型プログラムでは、歴史的資源を生かしたロールプレイ型の学びと交流の場を同時に提供します。実際の場所で体験するのは難しいかもしれませんが、模擬のセットの中で五感で学ぶ体験が可能です。参加者が垂井町の歴史に深く触れ、愛着を持つきっかけとなります。その後、実際の美濃国府跡を見学したり、タライピアセンターにおいて実物の展示物を見ることにより、美濃国府跡の魅力を最大限に伝えることができます。

また、現在垂井町において取り組んでいる美濃国府跡の公有地化は、相手のあることですので時間がかかる部分もございます。それと同時に進行で、こういったことを積極的に取り入れていくことで先行して美濃国府跡のファンを全国から獲得することができます。このことが公有地化をさらに促進するための布石となり、地域との連携も見込めます。公有地化後の事業展開が円滑に進むためにも大変重要なことです。

さらに、近隣市町との歴史的な文化遺産と連携することにより、修学旅行や教育を兼ねた旅行にも対応可能な広域でのプランが構築できます。垂井町を訪れるだけの町から関わりたくなる町へ、来訪者を地域の未来を一緒につくる仲間として迎えることで持続可能な地域づくりができると考えます。

住民と来訪者がともに学び・育つ場として、歴史的な文化遺産を活用した体験型プログラムは交流人口から関係人口への入り口になると考えます。そこで本町においては、歴史的な文化遺産を活用した交流人口から関係人口へとつなげる仕組みづくりが重要であると考えます。

まず、この点についてお尋ねいたします。

次に、事業展開をしていくに当たり、財源の確保が必要です。そこでその候補として、例えば、先ほど上げました地域少子化対策重点推進交付金は、婚活・子育て支援と連動することにより活用できる可能性があります。

また、府中の南宮御旅神社は南宮大社がかつてはこの地にあったとの伝承から、諸説ありますが、南宮金山彦神のきさきである南宮金山姫神を祭る神社であることから、年に1度、御祭神がみこしに乗ってお帰りになるという歴史的な背景のある神社です。ロマンを感じますね。そういった点からも縁結びの企画としての記憶に残るイベントもできるのではないかと考えます。また、子育て支援との連携により、親子の絆を深める古代の子育て体験などもいいかもしれません。

ほかには、文化庁の歴史文化基本構想の関連補助や観光庁観光まちづくり推進事業などの関連補助など、様々な関連補助の中に当てはまるものがあれば、それを活用することも一つではないかと考えます。

この2点についてお尋ねいたします。

○議長（広瀬隆博君） 木村朋宏生涯学習課主幹。

〔生涯学習課主幹 木村朋宏君登壇〕

○生涯学習課主幹（木村朋宏君） おはようございます。

私からは、江上議員の御質問の美濃国府跡などの歴史的文化遺産を活用した関係人口へつなげる仕組みづくりについてお答えいたします。

1点目の御質問、美濃国府跡など歴史的文化遺産を活用して交流人口から関係人口につなげる仕組みづくりについてお答えいたします。

美濃国府跡では、平成3年から平成15年に行われた発掘調査で、正殿、東西脇殿等の国司が政務をした政庁が発見されており、古代美濃国府の中核であるそれらの施設の変遷をよく示す貴重な文化財として平成18年に国の史跡に指定されました。

現在、公有地化に向けて土地の取得を進めているところではございますが、公有地化後の方針につきましては、平成26年3月に策定いたしました史跡美濃国府跡保存管理計画では、調査研究の推進と遺跡の適切な保存、国府跡の本質的価値を視覚化させる整備・活用、地域住民や教育機関との連携による次世代への継承、周辺の文化資産との一体的な整備・活用を基本方針とし、この方針に従いまして美濃国府跡について継続的な発掘調査を実施し、史跡全体の内容把握に努める中で、遺構の保存を前提としながら視覚的に理解しやすい史跡公園としての整備を計画しているところでございます。

また、平成30年3月に史跡美濃国府跡整備基本計画を策定しておりますので、公有地化を終えた後には国の指導に従い整備範囲の発掘調査を実施し、その結果を踏まえ学識経験者の御意見もいただきながら、整備基本設計、整備実施設計を作成し整備事業へと進めていくことが大事であると考えております。

本町では、これまでも地域での歴史講座などを行い、美濃国府の歴史的価値を分かりやすく伝えると同時に、タルイピアセンター歴史民俗資料館では美濃国府跡コーナーで発掘の出土品を展示し、多くの来館者の皆様に御覧いただいております。

地域におかれましても、府中地区まちづくり協議会や美濃国府跡と生きる府中の会の皆様による小・中学校への出前教室や現地見学会などで美濃国府跡の魅力を伝えていただいております。

議員御提言の本町が誇る美濃国府跡など歴史的文化遺産を生かし、多くの方に訪れていただくことはまちの活性化にとって大変重要であると認識しております。歴史的文化遺産はその地域ならではのユニークな魅力であり、これがその地域を訪れたり調べたりする最初のきっかけになります。歴史的文化遺産の持つ歴史やストーリーに触れることで、人々はその地域に対して深い共感や愛着、シビックプライドを抱くようになります。この場所を守りたい、応援したいという気持ちが本町に愛着を持ち、継続的に関わってくださる第一歩と考えます。

議員御提案のロールプレイ型の体験プログラムや近隣市町との歴史的文化遺産との連携は、文化遺産をただ見るだけではなく、その保存活動や地域の伝統行事へ参加できるような体験型の企画を充実させることで、訪問された方々が当事者として関わる一つの機会になると考えております。

今後、公有地化し整備実施設計を作成した後は、美濃国府跡というすばらしい財産の魅力を伝え、多くの方々と多様な形でのつながりを築き、関係人口の増加につながるような活用事業についても検討していきたいと考えております。

2つ目の御質問、事業展開に当たり、こども家庭庁や文化庁、観光庁などの補助金や交付金を活用してはどうかについてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、事業実施に当たっては財源の確保が必要不可欠と私どもも認識しております。体験型のプログラムをはじめ、史跡の価値を分かりやすく発信する事業について、その内容や規模によっては文化庁の地域の特徴ある埋蔵文化財活用事業補助金などの補助金を利用することは可能であろうと思います。今後、これらの補助金の積極的な利用を検討し、歴史的文化遺産の活用に取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（広瀬隆博君） 1番 江上裕子議員。

○1番（江上裕子君） ただいま御答弁のほうを頂戴いたしました。この魅力を伝えるために様々な施策をやっていただいている、そしてまた今後ともやっていきたいというその旨をお伝えいただきました。

他市町との連携ですとか、ロールプレイ型の体験型のシステムなんですけれども、本当に考え出したら切りがないくらい魅力的な地域なんです。まずは古代食の再現なんかもありますし、例えば大垣市の墨俣一夜城や奥の細道むすびの地、また関ヶ原町の岐阜関ヶ原古戦場記念館などと連携することによって、古代、戦国、近代までつなげるような一大プロジェクトも考

えられる。本当に考えれば考えるほどロマンのあるやっぱり垂井町だと思いますので、これを生かしてやっていただきたいなというふうに思っております。

そしてそういった中で、そういった大きなことが最初からできればいいんですけど、その前段としまして例えば5人ほどの小さなワークショップのようなものを作って、その中でやっぱりそのフィードバックがございますよね。もっとこうしたらよかったな、ここがよかったな、そういう小さな体験をしてもらうグループから始めてみるというような手法も私はいいのではないかと思いますが、この点についてお尋ねいたします。

○議長（広瀬隆博君） 和田満教育長。

○教育長（和田 満君） 江上議員の再質問にお答え申し上げます。

歴史文化で魅力ある地域、これを文化庁も目指しているところでありまして、先ほど主幹が答弁しましたように、私どもも歴史文化を生かしながらまちの活性化のために役立てたいというのが教育委員会の意向でございます。

先ほど御質問にございました美濃国府跡でございますが、平成30年につくり上げましたのがこの整備基本計画でございます。この中に私、序文を書かせていただいたんですが、平成26年から4年間にわたり地域の方々のワークショップを行いまして、こういうのがあるといいとか様々な夢を語っていただきました。本日の江上議員からも、夢のある魅力的な御提言をいただいたものというふうに考えております。

ここで考えなければならないのは、昨年度、菩提山城跡総合調査事業を行いました。未調査の部分について発掘調査を行いまして、主郭部分から御殿の跡が見つかるという大きな発見がありました。そのことによって、公開したところ、様々な方が大勢参観に来られました。

この序文の中にも書いてございますように、この計画を基に指定地の町有化を図るとともに、なお未調査の部分について発掘調査を行い、その結果も踏まえて美濃国府跡の整備に係る基本設計を進めてまいりたい、この方針で現在おります。

大きな調査を行いながら、また新たな発見があればそのことに関心を持っていただいて来ていただく方が増える。このことが昨年度、菩提山城跡の発掘調査でも分かったところがございますので、当面まずこのことを大事にしていきたいというのが教育委員会の意向でございます。

また、再質問にございました小さなワークショップ等々については、今後夏休み、様々なイベントも行う予定でございますので、検討してまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（広瀬隆博君） 1番 江上裕子議員。

○1番（江上裕子君） ただいま御答弁のほうをいただきました。

私もそうですし、ここにいらっしゃる皆さんもどれほどこの垂井町が魅力的なまちかということは既に御存じだと思うんですね。これを後世にしっかりつなげていって、そして子供たちが本当に魅力的なまちだと思えることを、実際そうなので、それを皆さんと一緒に伝えていきたい、そんなふうに思って私の一般質問を終わります。

○議長（広瀬隆博君） 11番 藤墳理議員。

〔11番 藤墳理君登壇〕

○11番（藤墳 理君） おはようございます。

ただいま議長の許可をいただきましたので、ただいまより私の一般質問を始めさせていただきます。

将来人口推計値から導き出された人口減少を考慮した我がまちの義務教育の在り方についてお尋ねをいたします。

人口減少問題は決して垂井町だけに限った問題ではなく、日本全体として取り組んでいかなければならない重要な課題であることを認識しなければなりません。そして、目先だけの短期的な施策では解決しないことを念頭において、国策の指針に基づく地方自治体としての政策を展開することが望まれますが、長期的な視点に立った国策が明確に示されてこなかったことに問題があるのかもしれないと感じております。

これまでの人口減少の原因として、少子化と高齢化が取り上げられてきました。

少子化については、出生数の減少は年々増加傾向にあることが一番の問題点であり、少子化の解決の糸口がこの点にあることを踏まえて、人口減少させないための考え方について、学校教育と関連づけて質問をいたします。

国の政策については少し後で申し上げますが、地方自治体における人口減少問題の根幹は少子化と若年層の人口流出にあると考えられております。しかも、その決め手となる解決策があるわけでもなく、ほかの自治体においても様々な施策が講じられてきました。義務教育機関における学費・給食費などの無償化や出産時における給付金交付、医療費の無償化など様々な措置が取られてきましたが、ごくまれに人口規模の小さい自治体を除けば、顕著に改善された先進事例が多くあるわけではございません。

地方における人口減少は、社会増減と自然増減に分けて考えられております。

現在の垂井町の場合、社会増減・自然増減ではなく、あえて社会減・自然減と言い換えても過言ではない状況にあると思います。流入人口を上回る流出人口の増加によって社会減が進み、併せて出生数の減少と死亡数の増加によって自然減が進んでまいりました。人口減少は今なお進行しつつある状況にあると思っております。

そこで、少子化による人口減少と学校教育に光を当てて考えてみます。

「令和7年度垂井町の教育」では、町立小・中学校教育指導方針と重点の中に、垂井の目指す人間像「ふるさと垂井」への誇りと愛着を持ち、自らの夢や目標、可能性に挑戦し、豊かな心で支え合い、協働のまちづくりに貢献する人間を育てることを基本理念としております。この教育指針には、ふるさとである我が垂井町を愛し、またこの地域に伝わる伝統・文化を継承する意味では大変重要な教育指針になっていることは間違いありません。

しかしながら、時代とともに移り行く社会情勢や人を取り巻く生活環境に学校教育が対応しているとは言い難く、個を重んじる現代社会に生きる子供たちにとって、今後どう生きていく

のかを考える力が今の教育で本当に身についていくのでしょうかと感じております。

そもそも、教育基本法第1章第1条教育の目的の中に「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として、必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならない」とあります。この目的を達成するためには、真に普遍的な社会でなくてはならないのかもしれませんが。しかし、現実はどうでしょう。現代社会における普遍的な社会とは何ぞやということになりかねません。

では、現代社会を構成する我々大人が子供を教育するためには、大人が現代の社会をもっと理解をしなければなりません。この国の社会の仕組みや経済、生活を支えている両親や家族を含めた地域で暮らす人たちとの共存、我々の周囲を見ると多くの人たちとの関わりを持って生活していることが分かります。

子供たちは今を生きるこの社会を理解する学習こそが本当に必要ではないかと考えます。

具体的には、人は働き、働きで得たお金で生活し、その一部を税金として納め、納められた税金は学校や道路など今を生きる社会で暮らす人たちのために使われております。

また将来、家族を持ち、子供を育て、地域の人たちと交流し、暮らしやすいまちづくりに参加する。このごく当たり前の生活を送ることを学習する機会が現在の教育にあれば、将来はもう少しよくなるかなと感じております。これは学校教育だけで完成するものではありません。家庭教育や地域の中の社会教育と併せて考えていかなければならないと思います。

子供たちにとって未来の社会はどうなっていくのか。この子供たちが成長し、大人になる頃には、さらに人口減少が進み、社会を担う人口が減少することは容易に想像することができます。そんな社会を子供たちは望むでしょうか。今を生きる我々、そして将来を担う子供たちを育てている親世代と一緒に考えていかなければならないと感じております。だから、今の子供たちにもっと現代の社会を学習する機会が必要だと思います。このように社会を学習する機会が今の教育制度で可能なのか、またどのようにすれば可能となるのか、今の私には分かっておりません。しかしながら、ヒントはあると思います。

先日の新聞記事によると、次期学習指導要領の素案が示されておりました。各教科の時間数の増減を一定範囲内で可能とする制度が導入され、減らした時間数を総合的な学習に充てることができる内容となっております。総合的な学習には情報分野という制約がつくかもしれませんが、体験的な学習を通して現代社会やこの国の制度や経済を学び、また可能な限り未来の社会を予測し、さらに予測した未来の社会を今よりよくするためにどう行動すべきなのか、こうした学ぶ機会を新しい総合的な学習に取り入れられることに期待します。

私が考えをまとめ切れず、このような発言となってしまいましたけれども、私の意を酌んでいただき、以下の質問の御回答をよろしく願いいたします。

まず1つ目に、生活の中における現実の社会を学習する機会がありますか。

2つ目に、地域との交流機会を通じた学習をどのように考えておられますか。

3つ目、人口減少を踏まえた将来の社会を学習する機会がありますか。

4つ目、新たな学習指導要領を踏まえて、今後どのような学習を考えておられますか。

以上、教育長と教育次長にお尋ねをいたします。

○議長（広瀬隆博君） 和田満教育長。

〔教育長 和田満君登壇〕

○教育長（和田 満君） 藤埴議員からいただきました人口減少における次世代の学校教育についての御質問に私からお答えいたします。

議員御指摘のとおり、人口減少と少子化の問題はどの地域でも直面している問題でありまして、国全体として取り組むべき課題であると認識しております。

しかしながら、今の子供の数をすぐに増加させることは不可能でございます。ですから、今、目の前にいる子供一人一人の持つよさや可能性、個性を伸ばすとともに、変化する社会の中で子供一人一人が主体的に生きていく力を身につけていく教育が必要であると考えております。

御紹介いただきましためざす垂井の人間像「ふるさと垂井への誇りと愛着を持ち」、自らの夢や目標、可能性に挑戦し、豊かな心で支え合い、協働のまちづくりに貢献する人間は、第3次教育大綱でお示しいたしましたもので、幼児教育、小・中学校教育、家庭教育、社会教育も含めて目指す目標であり、議員のおっしゃいますとおり、学校教育だけで完成するものではないでございます。

また、このことは地域の伝統や文化を継承することだけを目指しているものではなくて、目指す人間像を支えております「志をもって夢や目標、可能性に挑戦し、生涯にわたって主体的に学び続け、自立する力」「生命と人権を尊重し、豊かな心で支えあい、他者との繋がりを大切にし、共生する力」、そして「グローバルな視野と地域や社会の一員としての自覚をもち、自分の能力や個性を發揮し、協働のまちづくりに貢献する力」、この3つの資質・能力を育むことも目標としているものでありますことを御理解いただきますようお願い申し上げます。

さて、いただきました御質問の1番目の生活の中における現実の社会を学習する機会がありますかと、3番目の人口減少を踏まえた将来の社会を学習する機会がありますかにつきましては、関連がありますので合わせてお答え申し上げます。

学校での授業や学習は、議員に御紹介いただきました学習指導要領に沿って行われております。学習指導要領は学校教育法で文部科学大臣が定めるとされ、学校教育法施行規則で、学校の教育課程については教育課程の基準として文部科学大臣が定める学習指導要領によると規定されております。

学習指導要領には各教科等の学習内容が示されておまして、それによって教科書も作成されております。また、学習指導要領は、その折々の社会の変化や社会のニーズの変化に対応するために、おおよそ10年ごとに改訂が行われます。

例えば、現在行っております学習指導要領では、英語教育やプログラミング教育が位置づけられまじたり、特別の教科・道徳が加えられたりいたしました。また、SDGsなどの内容が大きく取り上げられ持続可能な社会の作り手となることを目指しております。

過去には、環境問題が社会の問題になりまして学校教育に環境教育が取り上げられましたように、これまでも交通安全教育、福祉教育、人権教育、主権者教育、消費者教育、租税教育、食育、防災教育、キャリア教育、ICT教育など、社会の変化に伴います生活の中の現実の社会や現実の問題を学習するように、各教科の内容が見直され学習指導要領が改訂されてまいりました。そして、改訂されました学習指導要領を踏まえまして教科書が改訂され、学習内容や活動も変わってまいりました。

例えば、今使用しております中学校の社会科、公民分野では、これがその現在使用しております公民分野の教科書でございます。この教科書では、少子高齢化、合計特殊出生率、生産年齢人口とその世代の経済的な負担など、現に大人が直面する現実の社会や将来の社会を学習しております。

教科書が小さいものですから、少し拡大をしてまいりました。

例えば、この人口ピラミッドの様子でございますが、2015年そして2060年、ちょうど今の中学校3年生が50代になった頃でございます。こういう社会の変化があるということと併せて、これも少し大きくしてまいりました。これはよく新聞等で見かけます国民の年金負担の割合でございます。3段階書いてございますが、ちょうど真ん中の図は今の中学校3年生が生まれた年前後でございます。そして一番最後、この部分は今の中学校3年生が40歳、ちょうど社会を支える年代のときの年金負担率を表しております。こういうような具体的なものを使いながら学習をしているところであります。

さらに、幼児教育や学校教育では、学習がより意欲的に、また現実の社会や現実の問題につきまして実感を持って学ぶことができるように、具体的な見学や実験、農業体験など直接的な経験や体験を位置づけまして、時には問題に直面しておられます外部講師をお招きして学習に取り組んでおります。

例えば、中学校で現行の学習指導要領で新たに取り入れられましたがん教育では、不破郡医師会の御協力をいただき、保健・体育科や特別活動で、がんに関わる検診の重要性やがんの治療、がんに向き合う姿勢など専門医から直接指導をいただく学習を継続しているところです。

さらに東小学校では、今年度から2年間、金融経済教育推進機構と岐阜県の金融広報委員会から金融経済教育研究校として指定を受けています。

金融経済教育とは、経済的に自立し、よりよい生活を送るために必要なお金に対する知識や判断力、つまり金融リテラシーといたしますが、これを身につけるための教育を言います。

東小学校では今後、金融関係者などの専門家の御指導をいただきながら、総合的な学習の時間、生活科、社会科、家庭科、道徳科の学習を通して、お金のため方や金銭をめぐる生活への危険への備え、働くことで得るお金と税金によって国や県、市町村が事業を行うというお金の流れなどの金融リテラシーを学んでまいります。また、これらの成果は町内各学校で今後共有してまいります。

御質問の2番目の地域との交流機会を通じた学習をどのように考えていますかにつきまして

お答えいたします。

垂井町では、令和2年度に全ての小・中学校がコミュニティ・スクールになっております。この間、保護者や地域の皆様の積極的な御支援をいただき、学校の環境整備はもとより、地域の自然や歴史、文化などについて御指導いただいております。また、農業体験、自然体験、職業講話、職業体験など様々な学習機会をつくっていただいております。

こうした学習を通して、子供たちはふるさとへの深い誇りと愛着を持っておられる地域の皆様、地域の伝統や文化・歴史を大切に守っておられる皆様、地域活動やボランティア活動に情熱を持って取り組んでおられる皆様の生き方に触れまして、地域の方の温かな支えを受ける経験をしております。これらは、子供たちに地域の人と人との温かなつながりを実感するよい機会となっております。子供たちのウェルビーイングの向上に役立ちますとともに「ふるさと垂井」のよさを感じ取り、誇りと愛着を育んでいくことにつながると考えております。

こうした取組によりまして、垂井町内の小・中学校は全て令和2年度から毎年、岐阜県ふるさと教育表彰優秀賞を受賞しております。今後も、地域との交流機会を通じた学習を積極的に進めてまいりたいと考えております。

御質問の4点目、新たな学習指導要領を踏まえて、今後どのような学習が考えられますかについてお答えいたします。

次期学習指導要領につきましては、令和6年12月25日に文部科学大臣臨時代理が初等・中等教育における教育課程の基準等の在り方についてを中央教育審議会に諮問されました。その後、教育課程企画特別部会が設置されまして、令和8年度中に答申を取りまとめられるように現在検討が進められているところでございます。先ほど議員に御紹介いただきました新聞等で報道されました内容は、9月5日に開催されました教育課程企画特別部会におきまして、今後ワーキンググループで議論を深めるための論点整理をしたものであります。そこで示されましたように、今後改訂するということではございません。今後の議論の進行に注視したいと考えております。

次期学習指導要領に向けた検討の基盤となる考え方の中に、生涯にわたって主体的に学び続け、多様な他者と協働しながら、自らの人生を舵取りすることができる、民主的で持続可能な社会の創り手を「みんな」で育むという文言が示されております。また、一人一人の「好き」を育み、「得意」を伸ばす、自分の意見を形成し、多様な他者と対話や合意を図る取組を大切にするという考え方も示されております。

今、申し上げましたこうした取組や内容は、現在も大切にしているところであります。議員に御紹介いただきました総合的な学習の時間の充実も同様でございます。

次期学習指導要領は、現在行っております学習指導要領を全てリセットするのではなくて、現在の学習指導要領とつながっていくものであります。

今後も議論の進行を見詰めながら、現在の取組の重要性を確認し、そしてその取組を強化していくことが必要であると考えております。

以上、私の答弁とさせていただきます。御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（広瀬隆博君） 11番 藤墳理議員。

○11番（藤墳 理君） 大変力説した御答弁、誠にありがとうございます。

今の子供たちの教育がどのように行われ、その子供たちがこれからどのように成長していくか、大変楽しみだなというふうに素直に感じたところでございます。

やはり今の社会を生きる我々が、その子供たちに対してどういう背中を見せていくかによって、やっぱり非常に大きな影響があるというふうに考えております。これは地域に暮らす私も、その背中を子供たちと一緒に追っかけてもらえるような人間に成長していかなければならないなということを改めて感じさせていただきました。

1点、ちょっと気になる場所というよりは、教育長の答弁の中で、今後のことについては、確かに指導要領、これがはっきりとした形で出てこなければなかなか明確にすることはできないということだとは思いますが、やはりこの地方自治体である我が垂井町がどのような目標を持ってやっていくのかというのは、全て国の施策に従う必要はなく、先ほど申した、少しの隙間の部分でも構わないので、やはりこれからの生存していく、また持続可能な垂井町を継続していくための教育について分かる範囲で結構でございますので、教育長の考え等をお述べただけならありがたいというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

○議長（広瀬隆博君） 和田満教育長。

○教育長（和田 満君） 失礼します。

藤墳議員の再質問にお答え申し上げます。

垂井町には様々な強みがあると私はこの10年間感じております。

1つは、地域ごとの特色が生かされて、そして地域ごとに学校に寄せる思いが非常に強くありになって、学校の教育がその点で充実しているという感覚を持っております。

また、先ほどの江上議員の御質問にもお答えしましたように、垂井町には魅力的な歴史文化の資源がいっぱいある、そういう強みを生かしたい、この点については今後も大切にしていかなければならない問題であろうというふうに思っております。

先ほど申し上げましたコミュニティ・スクールにしたいという願いを持ちましたのも、そうした地域の強みを生かす教育の仕組みの一つでございます。ありがたいことであるというふうに思っておりますし、学校ができないところを地域の皆様に補っていただいたり、先ほど申しましたが、環境整備のみならず教育の内容あるいは教育の実際の学習活動の中に地域の皆様のお力をお借りできる、これはもう垂井町の強みだろうというふうに思っております。

先ほど御紹介申し上げましたが、次期学習指導要領に載せられている基本的な考え方は、今、冒頭申し上げました第3次教育大綱で掲げている内容と全く同一であって、どちらかというところのほうと同じような考え方を新たに載せたというふうに私は考えております。

したがって、今後も垂井町の強みを認識しながらその強みをより生かし、さらにその強みがこの子供たち一人一人のよさや可能性や強みに関わっていくような教育を展開してまいり

たいと思います。これについては、学校だけでできるものではありません。藤墳議員さんがおっしゃったように大人の背中を見て子供は育ちますので、家庭教育、社会教育も含めて、目の前にいる子供たちのためにそうした教育ができていけたらいいなというふうに願っているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（広瀬隆博君） 11番 藤墳理議員。

○11番（藤墳 理君） 誠にありがとうございます。

多くは申しませんが、非常に今の社会、まず個が重視される、自分自身というものが一番大事になっているような気がしてたまりません。先ほども、質問の中で述べさせていただいておりますけれども、やはりそうではないというところを学校教育の中に取り入れていただけると、これから育っていく子供たちが周りのことをちゃんと理解しながら、そして周りと一緒に歩いていく人間形成が自然ではないかなということ強く感じておりますので、そのように御指導いただきますようよろしくお願いを申し上げて、私の一般質問を終わらせていただきます。誠にありがとうございました。

○議長（広瀬隆博君） 12番 中村ひとみ議員。

〔12番 中村ひとみ君登壇〕

○12番（中村ひとみ君） 議長のお許しをいただきましたので、通告に基づき、大きく2点にわたって質問を始めさせていただきます。

まず1点目、避難所の環境改善についてお伺いいたします。

これまで、大規模災害時の避難所環境の改善について、特にTKB（トイレ、キッチン、ベッド）の迅速配備やスフィア基準の導入を訴えてきました。

政府は昨年12月に避難所の運営指針を改定し、被災者が尊厳ある生活を営める最低基準を示すスフィア基準を取り入れ、それまでトイレは50人に1基だったものを20人に1基と明記しました。さらに、トイレの比率を男性と女性を1対3とするように推奨し、入浴施設も50人に1つの基準を示しました。また、避難所内の1人当たりの居住スペースを最低3.5平方メートル（約畳2畳分）とし、段ボールベッドなどが置ける広さの確保を目指します。指針ではこのほか、温かい食事を提供できるよう地域内でキッチンカーを手配するなどの取組事例が紹介されています。

昨年11月に中央防災会議等から令和6年度能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方についての報告書が出されました。その中で国の対応組織の充実強化や、被災地のニーズに応じてキッチンカーやトイレトレーラー、ランドリーカー等を迅速に提供するための事前登録制度、災害ボランティアとして活動する支援団体の事前登録制度の創設、全国の自治体における受援計画の作成・訓練などを総合的に進めるとしています。

そこで、数点確認させていただきます。

昨年12月に改定された避難所の運営指針で明記されましたスフィア基準について、本町での

スフィア基準を取り入れた避難所の在り方について伺います。

政府では、被災地のニーズに応じてキッチンカーやトイレトレーラー、ランドリーカー等を迅速に提供するための事前登録制度の検討や、災害ボランティアとして活動する支援団体の事前登録制度の創設を検討しております。

本町でも積極的に取り組むべきと考えますが、見解を伺います。

「令和6年度能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について」の報告書では、国や地方自治体等における災害応急対策について、孤立が想定される地区での関係機関が連携した訓練や受援計画に基づく訓練の必要性を指摘しています。受援計画について、職員への計画内容の周知や受援計画に基づく訓練の実施等により、受援計画の実効性の確保が重要となります。

今回の能登半島地震では、国や関係機関などから多くの応援が入りましたが、受援計画に沿った迅速な対応が若干遅れた面が報告されました。

本町の取組はどうなっているのか伺います。

続きまして、2点目。

教員による性暴力、子供の被害を防ぐ仕組みの強化を。

教員らによる子供への性犯罪は教育現場の信頼や安全性を損なう卑劣な行為であり、断じて許されないものです。

名古屋市と横浜市の小学校教員が女子児童を盗撮した動画などをSNSで教員仲間と共有したとみられる事件が6月、明るみになりました。児童らへのわいせつ行為などの疑いで教員が逮捕される事件も各地で相次いでおり、対策強化が急務であります。

性暴力は、子供たちに回復し難い一生の傷を負わせるものです。性的知識の未熟さや立場の弱さに乗じて行われるケースが多く、周囲が気づきにくいという課題もあります。子供への性犯罪を未然に防ぐ仕組みの強化が欠かせません。

これまで、被害者の家族らの声を受け止め、性犯罪から子供を守るための法整備に力を入れてきました。

我が党の主導で、2021年に教育職員による児童生徒性暴力防止法が制定され、2023年度から児童・生徒への性暴力で教員免許を失効・取上げとなった人の情報を蓄積したデータベースの運用が始まりました。再犯防止への再び教壇に立つことを厳しく制限するためであります。昨年6月には、子供と接する仕事をする人の性犯罪歴を確認する日本版DBS制度の創設を柱とするこども性暴力防止法が成立いたしました。2026年12月までの制度導入に向け、こども家庭庁を中心に指針策定の議論が進められているところであります。

一方で、課題も浮き彫りになっています。文部科学省の2024年度調査では、私立の小・中学校などを運営する学校法人の75%が教員採用試験時に国のデータベースを活用した性暴力による処分歴を確認する義務を怠っていました。国はデータベースの確認義務を改めて周知徹底しなければならないと思います。

また、性犯罪のリスクや被害を見逃さないため、教員の倫理・規範意識の向上に加え、児童

らが相談しやすい体制を充実していく必要があると考えます。日本版D B Sの制度設計では、国のデータベースと連携させるなど未然防止の実効性をより高める仕組みにするべきであります。性暴力を根絶し、子供の尊厳を守り抜くための取組を強化する必要があります。

そこで、教師の服務規律の徹底や教職員への研修実施といった対応強化について、本町としての取組をお伺いいたします。

昨今、SNS等を通じて知り合った相手に自身の裸や下着姿など不適切な動画を送信したことにより自撮り被害が全国的に増加しております。また、学習用タブレット端末による盗撮が学校現場でも起きております。

子供自身が被害者にも加害者にもなり得る事件が増加していることを重く受けた愛知県警が藤田医科大学、A d o r a株式会社、代表は藤田医科大学客員講師 富田氏とともに、子供を守るために開発したアプリがコドマモです。親子ともにスマートフォンにアプリをインストールし、子供が不適切な写真撮影をした際、A Iが自動的に検知し、子供に注意喚起、親には通知が届きます。サーバーを介さないため、個人情報等の漏えいの心配はありません。現在、アプリ自体は無償で提供されていますのですぐに御利用いただくことができます。

学校用タブレット端末にインストールすることで、校内での盗撮や、教職員では見つけ切れないグループチャット内などの悪口等の書き込みも検知され、いじめや犯罪を未然に防ぐことができます。

また、児童・生徒のための学習用端末の活用を含めた相談体制の充実や、匿名通報などの体制を図ることも重要であると考えますが、どのように取り組まれているのか、お伺いいたします。御答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（広瀬隆博君） 小森俊宏企画調整課長。

〔企画調整課長 小森俊宏君登壇〕

○企画調整課長（小森俊宏君） 私からは、中村議員の大きい御質問の1点目、避難所の環境改善についてのうち、初めに本町でのスフィア基準を取り入れた避難所の在り方についてお答えさせていただきます。

スフィア基準は災害関連死を防止し、被災者が尊厳ある生活を営むための避難所の環境確保における重要な国際基準になります。令和6年12月に国が改定した自治体向けの避難所に関する取組指針・ガイドラインでは、トイレや居住スペース、入浴施設等に関して、スフィア基準を踏まえた内容が明記されました。

国は、災害発生から48時間以内にこの基準が満たされるよう、自治体に対して必要な支援を行っていくとの方針を示しています。

岐阜県では、令和7年3月岐阜県避難所運営ガイドラインを改訂し、県内市町村に対する避難所運営のマニュアル策定基準を提示されました。

本町におきましても、現在運用している垂井町避難所運営マニュアルについて、今年度中に改訂を行う予定としており、スフィア基準の考え方を踏まえた避難所運営の基準や方針を明記

してまいります。

議員御案内のとおり、トイレや入浴といった避難所での生活環境の確保につきましては、スフィア基準でも最も重要な要素とされております。

本町におきましても、災害時におけるこれらの生活環境を確保するため、令和5年6月には仮設トイレ等の供給に関する協定を、また令和7年7月には入浴支援等に関する協定をそれぞれ関係事業者と締結しているところでございます。今後はこれらの協定内容を踏まえ、実際の災害時における具体的な運用方法について検討を進めてまいります。

本町における避難所の在り方については、災害時に誰もが安心して利用できるようスフィア基準を踏まえることが重要です。想定される避難者数と地域の実情に応じた柔軟な運営体制を整えるとともに、大規模災害に備えた広域的な連携体制の構築にも取り組んでまいります。

次に、災害対応車両や災害ボランティアの支援団体の事前登録制度の取組についてお答えさせていただきます。

国では、令和7年6月1日からキッチンカーやトイレトレーラー、ランドリーカー等の災害対応車両を被災地自治体に迅速に提供するため、車両の所有者や災害対応車両の配車調整等を行う法人の登録制度の運用を開始いたしました。また、令和7年6月の災害対策基本法の改正により、避難所の運営支援、炊き出し等の避難者援護に協力するNPO・ボランティア団体等を国が被災者援護協力団体として登録する制度を創設しています。

岐阜県では、令和6年12月20日トイレトラック1台を配備し、併せて一般社団法人助け合いジャパンによる全国的な支援・応援の仕組みである災害トイレネットワークプロジェクトに参加しています。9月3日には、このトイレトラックの見学会が開催されたところでございます。本町からも担当職員が参加し、使用方法や管理上の課題等について確認するとともに、他市町との情報共有を行ったところでございます。この岐阜県のトイレトラックにつきましては、10月19日日曜日に栗原地区で開催をいたします垂井町防災訓練会場において展示を予定しております。

垂井町単独では配備が難しい災害対応車両や人的支援等につきましては国や県の制度を積極的に活用し、発災直後から必要となる被災者支援につなげてまいりたいと考えております。

次に、受援計画に基づく本町の取組についてお答えさせていただきます。

本町では、令和5年11月に垂井町災害時受援計画（人的支援編）及び、同（物資支援編）を策定いたしております。この計画は、災害時に県内外からの応援職員や物資等の支援を円滑に受け入れるための基本的なルールを定めたものであり、垂井町地域防災計画の下位計画として位置づけるとともに業務継続計画を補完する内容となっております。人的支援編では、受援体制の整備、受援担当者の役割、応援職員等の受入れに関する基本的な流れ、受援対象業務などについて、物資支援編ではプッシュ型支援を想定した物資調達と輸送の流れ、物資支援体制などを整理しております。

今後、こうした計画の実効性を確保するため、職員へ内容の周知徹底を図るとともに、受援

を想定した訓練にも取り組んでまいります。10月19日の垂井町防災訓練では孤立地区への受援物資搬送を想定し、大型ドローンによる物資投下訓練を計画いたしております。能登半島地震の教訓を踏まえ、今後発生が懸念される大規模災害に備えた被災者支援体制の確保や、自主防災組織との連携強化を進め、地域全体で災害対応力の一層の向上を図ってまいりますので、御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（広瀬隆博君） 和田満教育長。

〔教育長 和田満君登壇〕

○教育長（和田 満君） 中村議員の2つ目の御質問、教員による性暴力、子供の被害を防ぐ仕組み強化をにお答えいたします。

御質問の1つ目、教師の服務規律の徹底や教職員への研修実施といった対応強化についての取組につきましてお答えいたします。

中村議員の御指摘にもありましたように、盗撮の画像を教員内で共有するという事件、また、相次ぐわいせつ行為による教員の逮捕は社会に衝撃を与え、国民の教師への信頼を揺るがしかねない衝撃的な事件・犯罪であります。教師による児童・生徒への性暴力は、児童・生徒の心身の健全な発達に深刻な影響を及ぼす重大な問題であり、断じて許されるものではありません。

当時の報道では、学校内や校外学習で撮影したとの記事や女子児童の着替えの画像や動画を共有していたとの記事が掲載されておりました。教え導く立場にあるべき教師が勤務する学校の児童や担任する児童に対する犯罪を行っていたこと、教師を慕っておりました子供の深く傷ついた心、そして保護者の皆様の不安と怒りに思いをはせると強い憤りを感じました。

こうしたことから教育長としまして、6月27日メールを発出しまして、この事件は事件の起きた自治体にとどまっているものではなく、ニュースを知って動揺されている町内の保護者の皆様、不安を感じている子供がいるかもしれないということ意識するとともに、教職全体の信頼を揺るがす事件であるとの強い危機意識を持って日常の学校経営に当たるよう指示をいたしました。

また、教職員には、教師としての自身の日常の振る舞いを見詰め直し、一層襟を正し勤務に当たること、子供や保護者の皆様の不安な気持ちが払拭できるよう楽しい学級・学校生活、そして分かった・できたを感じられるような授業をすることに努めること。そして、何より子供たち一人一人の心情に寄り添いながら心ある言葉を丁寧にかけることにつきまして、各学校で指導するよう指示をいたしました。

また7月7日には、「児童生徒性暴力等の防止等に関する教師の服務規律の確保の徹底について」を通知しまして、全ての教職員を対象に、コンプライアンス・ハンドブックと教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針を活用しまして、各学校で服務規律等について研修をし、改めて管理職から指導するよう指示いたしました。さらに、7月9日に実施しました校長会、7月11日に実施しました教頭会では、改めて、現在は教師・教職への国民の信頼の危機であるという危機意識を教職員全員が持つことの重要性を伝えました。

さらに、学校が徹底する具体的事項としまして、スマホや私物のデジタルカメラは決して教室に持ち込まないこと、教師用タブレット端末は保管場所に必ず返却すること、学校用デジタルカメラの管理等使用者の記録を確実にを行うこと、教室内とりわけ着替えに使う部屋の整理整頓とその確認を複数の目で行い、疑念を持たれることのないようにすること、養護教諭や教育相談担当を中心に教育相談やアンケート等で子供たちの不安な思いを聞く機会を設けること、以上5点につきまして、指導を徹底するよう話したところでございます。

また、町教育委員会としましては、中村議員に御紹介いただきましたが、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律に基づきまして、文部科学省で整備しましたデータベース、これを活用するための所定の手続を完了しております。今後、教育職員を町が採用する際には、データベースによる確認を行う予定でございます。

2つ目の御質問、児童・生徒のための学習用端末の活用も含めた相談体制の充実や匿名通報などの体制を図ることについて、どのように取り組むかにつきましてお答えいたします。

来年度から校務支援システムを更新いたしますが、その際には学習者用タブレット端末に児童・生徒の心と体の健康観察、ホットライン相談等をサポートする機能を導入する予定でございます。このシステムは、児童・生徒が学習者用タブレット端末の画面上で、とても元気がある、少し元気がある、いつもどおり、少し元気がない、全く元気がないを表します顔の絵のアイコンを押されることで教職員用のタブレットにその結果が反映できるものです。配慮が必要な児童・生徒や声をかける必要がある児童・生徒を担当が瞬時に把握できることで、その後の教育相談に役立てることができそうです。

また、性被害等は児童・生徒から言い出しにくく相談しにくいという側面がございますことから、毎月実施しております学校生活やいじめに関わるアンケートの中にそうした内容に触れて聞くような項目を設けていきたいと考えております。

次に、中村議員から御紹介のありましたコドマモにつきましてお答えいたします。

新しく導入を予定しております学習者用タブレット端末では、フィルタリング機能や情報セキュリティ機能を内在しておりますことからタブレット端末内の情報を外部へ持ち出すことができない仕様となっております。その点から、コドマモをタブレットにインストールすることにつきましては想定をしておりません。

しかしながら、保護者に対しまして、性被害防止のためのアプリの一つとして紹介をしたり、情報モラルに関わる学習の場での情報提供を行ったりしてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（広瀬隆博君） 12番 中村ひとみ議員。

○12番（中村ひとみ君） 教育長をはじめ、担当課の御答弁ありがとうございました。

課題に対して真剣に考えてくださっていることを本当に感謝申し上げます。

まず、先ほど企画調整課の課長の答弁の中にちょっと触れられていなかったかなと思いましたので、TKBに関してですが、特に様々な取組をしていただいている中で、避難所で炊き出

しなど食事提供を円滑に使えるようにキッチンカーを配備するというところがあるんですが、このキッチンカーの所有する民間団体と自治体が事前に災害協力を結んだほうがいいのではないかなというふうに思うんですが、その点をちょっと質問させていただきます。

○議長（広瀬隆博君） 小森俊宏企画調整課長。

○企画調整課長（小森俊宏君） 中村議員の再質問にお答えをさせていただきます。

キッチンカーでございますが、それぞれの災害対応車両につきましては垂井町単独ではなかなか配備が難しいということがございますので、先ほどトイレの災害協定ですとか入浴等のサービスについては災害協定を結んでおりますので、今後食料なんかの供給に関しましても、炊き出し等ができるとかキッチンカーを利用するとかというようなことも含めまして、何らかの形で災害協定ができることを一度検討してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（広瀬隆博君） 12番 中村ひとみ議員。

○12番（中村ひとみ君） ありがとうございます。

民間の方が所有するキッチンカーとかをいろんな場面でお見かけすることがあるんですが、そういう個人で持ってみえるキッチンカーなども対象ではないかと思っておりますので、またお声をお願いいたします。ありがとうございます。答弁はよろしいです。

先ほど、教育長さんが様々な形で本当に重く受け止めていただいて、すぐに行動されたということで、本当に頭が下がります。ありがたいと思います。

コドマモのスクールアプリに関しては、新しく入る端末がはじくとかなかなか厳しいというお話でしたが、愛知県内の市町の導入が進んでいるようであります。やはりこのアプリは子供たちも守ることができるんですが、職員も守られる環境で活動ができることが安心につながるんじゃないかなというふうに思いました。先日、NHKのほうでも、その放映をされた中でもそういうお声が上がっておりましたので、またちょっと研究していただければいいかなと思いますので、よろしく願いいたします。

やはり私が一番思ったのは、どう防ぐかというのが一番大事だと考えております。学校だけをお願いするのではなく、やはり親子関係で日頃から何かあったら話してもらえる関係づくりというのが大事だなということもすごく感じました。大人たち一人一人ができることを考える機会になればいいなということで今回この問題を取り上げさせていただきました。

本当に一人一人が、大人がアンテナを張って、子供たちの変化に違和感に気がつくということが一番大事だなと思いましたので、答弁はよろしいです。とにかくそれを願って質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（広瀬隆博君） しばらく休憩いたします。再開は10時40分です。よろしく願いいたします。

午前10時22分 休憩

午前10時40分 再開

○議長（広瀬隆博君） 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

10番 若山隆史議員。

〔10番 若山隆史君登壇〕

○10番（若山隆史君） 10番 若山でございます。

議長の許可を得ましたので、早速質問に入ってまいりたいと思います。

人口右上がりが続くことを前提としたもろもろの考え方、制度、組織などなどから一転、少子高齢化の社会が到来、本来は一度リセットし、原点回帰して、将来を見越した在り方を地域社会制度の諸所にわたって創生しなければならないと思えども、進める海路は波高し、愚痴や現状批判が口をつくばかりで一向に光見えず。

少子高齢化社会における、諸政策の一端についてと題し、あまたの行政施策のほんの一端の取組、提言を5項目ございますけれども、順次進めてまいりますので、可否も含めて御所見をお伺いいたしたいと思います。

1番目、児童館のような子供の居場所づくり。

年々歳々、特に本年は日中の気温が尋常ではない日が続き、世の老若男女は意を決しないと外出もちゅうちょするようなありさまでしたが、このような事態も想定し、既にまちづくりセンターなどをクーリングシェルターに指定、かつ夏休みなどにおける子供たちの居場所も、タルイピアセンター、ワイワイプラザ垂井などを開放されているのは承知しているところでございます。しかし、各地区のまちづくりセンターやその他学校施設なども含めてでございますけれども、次の質問にも出てきますけれども、そうした場所を子供たちを対象とした児童館機能を有する施設整備を構築していったらどうかというようなことにつきまして、まずは御所見をお伺いいたします。

2番目に、少子化に伴い見えてくる学校統廃合、今日までのいわゆる学校機能以外に、子供も大人も柔軟に活用できる地域にとってかけがえのない、今から取り組む複合的學校施設への序章と題して、現在進行形で外部有識者も交えた学校の在り方を検討されているようでございますけれども、近隣市町村で既に実行されたところや新聞報道をされた統廃合の方針を示された市町、我がまちの方向性を予断をもって論ずるのではなく、地域、地区にとってかけがえのない学校を地域、地区と密接不可分の関係を今から構築するにはどうしていくべきなのか。ふるさと資料館、子供たちが自由に遊べる・学習できる・集える部屋、地域の集会室、みんなで草刈り清掃、環境維持などなど柔軟に活用できる、複合的學校施設づくりに関しての御所見をお伺いいたします。

3番目でございます。学校プールの住民開放と子供たちの夏休みプール復活と題しまして、垂井町で営んでおりました朝倉プールがございました。供用廃止されてから久しいわけでございますけれども、各学校に整備されているプールを学校の夏休み中に体育館のように期間限定で、体育館は期間限定ではございませんけれども、プールにつきましては期間限定で地域住民に有料開放してはどうでしょうかというお尋ねでございますけれども、もちろん、プール監視

や清掃については、利用希望者も含めて行う体制構築は必須であると思っておりますけれども、併せて、子供たちの夏休み期間のプール使用は最近見たことがございません。ぜひ復活すべきだと思っておりますが何が障壁となっているのか。監視員の確保や清掃等に問題があるのであれば、広く住民も交えて協議するべきではないかと思っております。和田教育長が中心となって導入されたコミュニティ・スクールの進展にもつながってまいるのでないかと思っております。御所見をお伺いいたします。

4つ目でございますけれども、地域に存在する戦没者慰霊碑の歴史的遺産としての保存継承と追悼の場、平和希求の場としての取組でございます。

町主催の戦没者追悼式は、各地区の遺族会の方々が中心となられ、併せて、私ども議会議員も参列させていただき、本年も10月に厳粛に開催される予定となっておりますのでございます。

過日、新聞に「慰霊碑どうする」戦後80年・昭和100年、遺族会解散、管理者不在、「歴史的に価値」国が調査へなどのタイトル、見出しで記事が掲載されておりました。

私は地元が宮代でございますので、宮代のことで大変恐縮でございますけれども、不破高等学校西の山中にある慰霊碑は、以前から、私の御一統様の慰霊碑もあり、遺族会員では私はありませんけれども、たまにお参りをさせていただいてきたところでございますけれども、古くは日露戦没以降さきの大戦まで85基の慰霊碑が整然と列をなし、中心には昭和34年4月、宮代地区町民による忠霊の碑が建立されております。遺族のどなたかが管理されているようで、草もなく維持されております。

昨今、全国的に遺族会の高齢化や解散など維持管理ができなくなってきている状況下、当時の町・村を代表して出征され、故郷に帰らずして散華された御霊の慰霊はもとより、地域の歴史、戦争や当時の社会情勢を知ることのできる貴重な文化遺産として積極的に保存に向けて、町、あるいはまちづくりセンターが平和希求の場として関わるべきと思っておりますけれども、御所見をお伺いいたしたいと思っております。

5番目でございます。町道認定道路以外の、いわゆる赤道と称される自転車や歩行者が利活用している生活道路の舗装施工と題しまして、自転車、歩行者の方々が日常生活に利用されている赤道と称される道路、今まで何回となく要望を出しておりましたけれども、町道ではないとのことで舗装はできないというような御返答でございました。

一部の赤道は舗装施工されているところもあり、これはずっと以前に舗装されたんだと思っておりますけれども、過去には町道のみならず赤道も舗装施工した実績があったにもかかわらず、一貫して町道認定道路以外は舗装しないとの姿勢、一度方針を変えると収拾がつかなくなるとのこと、どれほどの影響があるのでしょうか。不特定の方が利用できる、あるいは利用している地元自治会長が生活道路として認める場所など、条件を整えば舗装していただけないでしょうか。車に乗らない方、子供たち、人に優しい施策、地域社会福祉向上にもつながると思っております。

ぜひとも取り組んでいただきたいと思っておりますが、町長が前々から考えておられます現

地・現場主義、ぜひとも現地を精査していただき、地域にとっていかに大切な道路であるかということをもう一度調査していただきながら、その御所見をお伺いいたしたいと思っております。

以上、5項目の提言、取組でございます。よろしくお願いたします。

○議長（広瀬隆博君） 早野博文町長。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 若山議員の4つ目の御質問、地域に存在する戦没者慰霊碑の歴史的遺産としての保存継承と追悼の場、平和希求の場としての取組について、私のほうからお答えをさせていただきます。

議員御紹介の新聞記事につきましては、私も拝読いたしました。全国的な御遺族の高齢化に伴います遺族会の縮小、あるいは解散につきましては、垂井町の遺族会についても例外ではございません。会員の高齢化に伴いまして、会員数も減少していると聞き及んでおるところでございます。

また、御遺族の高齢化や会員数の減少の影響といたしましては、以前は垂井町遺族会、そしてまたお隣町でございます関ヶ原町遺族会で構成いたしておりました不破郡遺族会連合会がございましたが、関ヶ原町遺族会が役員の高齢化を理由に令和4年の3月末をもって解散されたことから、不破郡遺族会連合会を解消、退会されております。

しかしながら、岐阜県遺族会から、不破郡としての活動をぜひとも継続してほしいとの強い御要望もございましたことから、西濃地区内での他の郡市遺族会との共同活動が求められているといった事情もありますことから、垂井町遺族会が不破郡遺族会を構成して活動を続けられることと相なったところでございます。

さて、慰霊碑につきましては、遺族会により建立された慰霊碑が町内に点在しており、それぞれ遺族会の方々に管理をされておるところでございます。私の生まれました表佐地区では、もう既に墓地の中、共同墓地の隣に建立されておりますし、また綾戸地内におきましては、今からたしか10年ほどぐらいになるかも分かりませんが、数十建立されておりました慰霊碑を一つにまとめようという運動から、随分と役職の方々が御苦労された経緯がございます。今では一つの慰霊碑にまとめられ、随分とすっきりとした現場にもさま変わりをしておる実態でございます。

そうした町内での動きもある中で、垂井町遺族会の垂井支部でございますけれども、建立した慰霊碑および故人の名が刻まれた石柱碑につきまして、令和5年度に撤去されたところがございます。先ほど申しました他の事例と同様に、今この時期にやるべきだという御判断の下に随分と御苦労されたと同っておりますけれども、あちこち住所を構えられているのに手紙を出すのに非常に苦労したということをお伺いしております。

今では、撤去されて現場はきれいになっておるところでございますが、撤去の要因につながりましたのは幾つかあったようでございますが、その一番の要因は、先ほど議員も申されておりますとおり、会員の高齢化でありますとか減少によるところであると伺っております。

御遺族の高齢化、そしてそれに伴います慰霊碑の維持、そしてまた管理および保存、継承が課題となっておりますことは私も十分認識をいたしておりますが、慰霊碑は遺族会がそれぞれ建立されたものでございますし、建立までの経緯、そしてまた御遺族の思いもでございます。現に綾戸地内でも一つにまとめられるときにも、随分と御遺族の中でも意見が違ったそうでございます。

そういった経緯を踏まえて、今後につきましては、どうしていくかを考えていく上では一番に、建立された遺族会そしてまた御遺族の思いを大切にすることが大変重要だと、そのように考えております。

このようなことからいたしましても、遺族会や御遺族がどのような思いでおられるか十分見守りつつ、その御意向を尊重した上で、町としてできる必要な支援、あるいは協力の在り方を十分検討してまいりますので、何とぞ御理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、そのほかの御質問につきましては、それぞれ担当課長のほうから答弁させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（広瀬隆博君） 吉野敬子子育て推進課長。

〔子育て推進課長 吉野敬子君登壇〕

○子育て推進課長（吉野敬子君） 私からは、若山議員の1つ目の御質問、児童館のような子供の居場所づくりについてお答えします。

社会構造の変化や少子化の進展により、子供や若者が地域コミュニティの中で育つことが困難になっていることを背景に、令和5年12月にこどもの居場所づくりに関する指針が閣議決定されました。この指針には、地域全体で多様な子供・若者の居場所を設けていくためには、子供・若者自身や地域住民を含めた多くの方の御理解、御協力が必要であることが示されています。

さて、児童館は、18歳未満の子供が自由に利用できる児童福祉法に定められた児童厚生施設です。専門の職員、児童厚生員を配置し、遊びを通じて子供の健全育成活動を行う施設であり、子供たちの健やかな成長を支える上で有用性の高い児童福祉施設であると認識しております。

現在本町には児童館はございませんが、子供の居場所としてコネクトベース垂井において、民間のノウハウを活用した事業の展開や子ども食堂を実施する民間団体との連携などにより、子供の居場所づくりの推進に努めているところでございます。

しかしながら、放課後の子供の居場所の一つとなっている留守家庭児童教室の需要が高いことから、日常的に子供たちが安全・安心に過ごせる環境の整備が求められていると実感しています。

議員御提案のとおり、子供の居場所として、子供たちが自らの足で通うことができ、自由に利用できる場所が身近な地域にあることはとても望ましいことです。しかし、その場所が子供たちの居場所として機能するためには、子供・若者の視点や子育て当事者の視点に立ったものであることが最も重要となります。その視点に留意し、ニーズを把握しながら、地域のつなが

りや既存の地域支援を最大限に活用することが必要だと考えておりますので、関係各課とも十分に連携調整を図りながら、地域の特性を踏まえ、柔軟かつ持続可能な居場所づくりの推進に努めてまいります。御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（広瀬隆博君） 小川裕司教育次長。

〔教育次長兼学校教育課長 小川裕司君登壇〕

○教育次長兼学校教育課長（小川裕司君） 私からは、若山議員の御質問、少子高齢社会における、諸施設の一端についてのうち、2つ目の少子化に伴い見えてくる学校統廃合、3つ目の学校プールの住民開放と子供たちの夏休みプール復活についてお答えいたします。

最初に、少子化に伴い見えてくる学校統廃合、学校機能以外に子供も大人も柔軟活用できる、地域にとってかけがえのない複合的施設導入、序章についての御質問についてお答えします。

令和の時代に入り、加速化する少子化や人口減少を理由に、学校を単なる児童・生徒の学びの場とするのではなく、地域や世代を超えた交流の場として再編する取組が全国の自治体で広がりを見せています。その背景には、人口減少が進む中、持続可能な行政運営を維持していくことを目的に公共施設の統廃合が進められ、併せて効率的な行政機能の集約化に向けた取組が行われていることにあります。

学校施設におきましても、統廃合された学校や児童・生徒数の減少により、空き教室となったスペースを地域のために有効活用する動きが見られます。これらの学校を利用した複合的施設の形態として、他の自治体の事例を見ますと、学童保育、子育て支援センターの併設、公民館、図書館、芸術作品の展示スペース、災害用備蓄倉庫や発電設備の設置、市町村の出張所や相談窓口の設置など、その形態は多様なものとなっており、議員御提案の複合的施設として、ふるさと資料館を設置することも大変魅力のあるものと考えております。

一方、これらの複合的施設の導入に当たっては、施設の運営主体を明確化することや財源の確保、在籍する児童・生徒との隔離、動線の分離など、また、本来の教育の場としての本質が損なわれないよう、複合的施設の運営主体や使用する地域住民との合意形成が必要となるなどの課題がございます。

今年度立ち上げました垂井町立小中学校あり方研究会は、垂井町の児童・生徒にとって持続可能なよりよい教育環境を維持していくために必要となる事項の調査・研究を行う組織として設置したもので、統廃合ありきの研究会ではございませんが、ほかの自治体と同様に、児童・生徒数が減少傾向にあることを踏まえ、議員御提案の複合的施設についても、将来の学校の在り方を考える上での一つの選択肢として、研究してまいりたいと考えます。

次に、学校プールの住民開放と子供たちの夏休みプール復活についてお答えいたします。

夏休み中の学校プールの開放は、児童・生徒へ水泳の機会を提供することで、体力づくり、泳力、泳ぐ力の向上、また小学生の低学年では、水に慣れ親しむこと、併せて、夏休み中における子供たちの健康増進や毎日の規則正しい生活習慣を維持していくことを目的に行ってまい

りました。夏休みの学校プールは、多くの子供たちが思い出をつくり、また子供たちが集う貴重な交流の場となっていたと認識をしております。

一方、議員御指摘の夏休み中のプール開放がなくなってきた背景には、様々な課題がございます。大きなものとして、安全管理体制に関わる課題が上げられます。プールを開放するには、救急・応急対応が可能な者を含む監視員の配置、また残留塩素や水温などの水質管理や施設の清掃を行うなど、人員の確保が上げられます。これらの課題につきましては、議員から御提案がありましたように、広く住民を交えて協議を行い、地域と一体となって解決していく体制づくりが構築できれば、平成30年4月、北部の小・中学校からスタートしました小・中学校のコミュニティ・スクールの取組について、その目的の具現化、さらには進展にもつながっていくものと考えますことから、今回の御提案について心から感謝いたすものでございます。

一方で、子供たちの安全・安心を考えると、一番の障壁となりますのは、昨今の異常な暑さによる熱中症の対策であります。近年、環境省から熱中症警戒アラートが連日発令されるケースがあり、学校教育活動においても熱中症対策として、発令時における運動や屋外活動の規制を行っています。

また、夏休み中のプールの開放に当たって心配することは、家庭から学校までの移動中においても熱中症になることも十分考えられ、さらには、炎天下での遊泳時においては、大量の汗をかき、体中の水分や塩分が失われますとともに、大人と比べ、子供は体温調節機能が未熟でありますことから、気がつかないうちに脱水症状や熱中症を引き起こす可能性が高くなるおそれがあります。

夏休み中のプールの開放は、子供たちにとって一つの居場所であることは十分認識をしているところではございますが、子供たちの安全・安心を第一に考えますと、現在の学校プールを取り巻く環境は我々の時代と大きく変化していますことから、議員御提案の夏休み期間の学校プールの開放を復活させるには、これらの課題を1つずつ解決していくことが必要となっております。

御質問の学校プールの開放につきましては、引き続き地域ともにある学校に向けたコミュニティ・スクールを進めていく上での1つの御提案として受け止めさせていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（広瀬隆博君） 木村朋宏生涯学習課主幹。

〔生涯学習課主幹 木村朋宏君登壇〕

○生涯学習課主幹（木村朋宏君） 私からは、若山議員からの御質問、少子高齢社会における、諸施設の一端についてのうち、3つ目の御質問、学校プールの住民開放と子供たちの夏休みプール復活について、体育館など小・中学校の施設の開放を所管しておりますので、その観点からお答えいたします。

まず、朝倉運動公園町民プールの廃止につきましては、令和3年度に事務事業の見直しの一環として、垂井町行政改革審議会の答申を受けて実施いたしました。その答申の附帯意見とし

て、維持管理費の負担が毎年生じていることから、廃止時期を前倒しして早急に施設の廃止を検討するようとの御意見がございました。

プールの運営は、経費に対して来場者数が伴っておらず、老朽化する施設の維持管理費は膨らむばかりで、費用対効果が伴っていなかったという実情がございました。議員御提案の各学校に整備しているプールを夏休み中に、体育館のように期間限定で地域住民に開放している例は全国の中には一部あり、少子高齢社会における町民の健康の増進を図るためにも、身近なプールの活用は有効であると考えます。一方で、議員もおっしゃいますように、プール監視や清掃を含めた維持管理体制の構築が必須であり、プールの開放には相当な経費がかかりますことから、費用対効果のことも考えなければいけません。さらに、この夏休み中に岐阜県で熱中症警戒アラートが発令された日数は14日となっており、炎天下での水泳による脱水症状が心配されることなどから安全管理体制を十分に行う必要があります。このようなことを踏まえ、現時点では学校プールの開放は難しいと考えております。なお、引き続き県内外の事例を参考に調査・研究していきたいと考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（広瀬隆博君） 藤江和明建設課長。

〔建設課長 藤江和明君登壇〕

○建設課長（藤江和明君） 若山議員の御質問のうち、5つ目の町道認定道路以外の、いわゆる赤道と称される自転車や歩行者が利活用されている生活道路の舗装施工についてお答えさせていただきます。

赤道は、町道などの法定道路以外の昔からあるあぜ道や用水路など、特別な法律の適用を受けない、いわゆる法定外公共物でございます。以前は国有財産として国で管理されていましたが、平成12年4月に施行された地方分権一括法により、法定外公共物は平成17年3月末までに各市町村に無償で譲与されました。

法定外公共物の維持管理は誰が行うかについてでございますが、法律上の定めがなく扱いが明確になっていないことから、一般的に、実質的な維持管理は地域住民の皆様をお願いしてきた経緯がございます。また、一概に赤道といいましても、人が1人通行できる程度の赤道から災害時の避難道路として重要な役割を担っている赤道、町道並みに交通量のある赤道など、その形態は多岐にわたっているのが現状でございます。

国からの譲与後は財産管理とともに市町村の自治事務となり、具体的な管理方法等は市町村の自主的判断に委ねられております。垂井町においては、利用者の多くが地域住民の皆様限定されていることから、従来からの慣習として、地元自治会や地域住民の皆様、維持補修、清掃等についてお願いしてきたところでございます。なお、地域からの要望により、利用形態の多い赤道等については、町において穴埋め等の簡易な補修、除草等を行っているケースもございます。

しかしながら、近年の人口減少や高齢化の影響により、地域活動の担い手が不足するなど、

十分な維持管理を行うことが困難となっており、本町において、維持管理を行わなければならない箇所が今後さらに増えていくものと考えております。

他自治体の取組事例となりますが、多くの自治体の本町同様、法定外公共物管理条例等で法定外公共物の定義などについて位置づけているものの、法定外公共物に対する自治体の管理責任や維持管理方法等についての明確な定めはしておりません。しかし、地域からの要望に基づき、整備要件を満たすものに限り地元負担なしで整備している自治体も、数は限られておりますが存在しております。その多くが法定外公共物整備要綱を制定し、それに基づき整備を行っているのが現状でございます。

議員御指摘のとおり、地域において生活道路として日常的に利活用されているなどの赤道については舗装施工の検討も必要であると考えておりますので、今後、先進事例等の調査を行い、法定外公共物の整備につきまして要件整理を進め、早い段階でお示ししていきたいと考えております。

今後も、地域住民の皆様と連携を図りながら、適正な赤道の維持管理に努めてまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（広瀬隆博君） 10番 若山隆史議員。

○10番（若山隆史君） 大変御丁寧な答弁ありがとうございました。

多種といいますか、5項目にわたっていろいろ答弁をいただいたところでございますけれども、1番目の児童館につきましては、私も箱物を新たに造るとかというようなそういう考え方で物を申しておるのではなくて、今ある施設の中で、例えば学校の複合的施設だとか、そういった中のある部分をととか、他の既存の公共施設を活用しての居場所づくりということを主眼に置いておりますので、これも時間軸はちょっとかかると思いますので、十分研究していただきたいなというふうに思います。

それと学校関係の統廃合に係ります、少子化に伴ってあるいはプールにつきましては、現状段階でたちまちにどうのこうのというようなことやなしに、これも時間軸がございますので、十分検証していただきたいなというふうに思いますけれども、以前は、なぜプールを住民開放にというような唐突なことを言ったかといいますと、私の六十数年前は親子でお盆期間中に限ってプールを活用できたというような、要はそういった過去経緯がありますので、その状況を眺めてみますとやはり、非常に和やかで非常に親子との触れ合いもできてよかったというような思いがございますので、ぜひ実現等、調査・研究をしていただきたいなというふうに思っています。

それと、最後の町道認定でございますけれども、条件整備がなされればということでございますので、ぜひぜひ地元自治会長と住民の方々と町行政等の十分協議もなされながら、地域にとってよりよい環境づくりに邁進していただきますよう心から御祈念、御期待を申し上げまして一般質問を終わります。

○議長（広瀬隆博君） 3番 水野忠宗議員。

〔3番 水野忠宗君登壇〕

○3番（水野忠宗君） 3番 水野でございます。

議長のご許可を得ましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきたいと思っております。

今年もお米の収穫の時期が始まったところでございます。夏の気温の上昇は私たちの生活に様々な影響を及ぼし、特に農作物への影響が懸念されるところでございます。また、物価の高騰、燃料の高騰などによる新米価格についても気になるところでもあります。そこで、私からは垂井町の農業振興についてお尋ねしたいと思います。よろしくお願いいたします。

農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、令和5年4月から地域農業の在り方を協議した人・農地プランが地域計画として法定化され、目標地図を新たに作成することが義務づけられました。目標地図は、10年後の1筆ごとの農地をどの担い手に集積・集約するかを表した農地利用の将来図となるものです。町内を垂井以外の6つのエリア、地域計画図面に分け策定された地域計画では、地域の課題が可視化され、担い手不足や基盤整備が必要なことになるといった地域の実情が浮き彫りとなりました。この地域計画は令和7年3月に公表されたところでございます。

また先日、岐阜県の農業振興を図るべき農地のうち、10年後に耕作する後継者が決まっていない割合が43.5%に上り、全国の割合32.8%と比べ高くなっていることが県の集計で分かりました。3月までに市町村が策定した地域計画に基づく割合です。

県は、大規模農家の育成だけでは農地を守り切れないのは明らかだとして、2026年度から、新たな農政の基本計画に、都市住民や企業などの多様な担い手の農業参加を促していく仕組みづくりを位置づけると発表がありました。

垂井町においては、策定された地域計画を踏まえた地域における農業の将来の在り方を着実に取り組むことが重要だと考えております。そこで、以下の6点について質問をしたいと思います。

1. 農業従事者や新規就農者への支援について、どのような支援を行っていただけるかお伺いしたいと思います。

2点目、担い手への農地利用集積の推移と課題について、また、現在集積・集約化に向けての取組について、また担い手も高齢化しており、今後担い手の集約や連携が必要と思うが、垂井町の農地の10年後に耕作する後継者が決まっていない割合と今後についてお伺いします。

3点目、耕作放棄地や遊休農地の現状と解消に向けた対策についてお願いします。また畑を担う耕作者の育成支援や使われていない畑を貸し出す仕組みの現状について、また荒廃農地で迷惑されている周辺の方への対応について、よろしくお願いいたします。

4点目、農地所有者の意識についてです。農地が集約化された所有者の意識、また集約化されない農地の所有者のそれぞれの意識についてお伺いします。

5点目、学校給食以外の地産地消の推進に向けた取組の状況について。

6点目、最近の物価高騰による各地域の経営体の経営状況についてお伺いしたいと思います。

以上6点でございますが、よろしく願いいたします。

○議長（広瀬隆博君） 早野博文町長。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 水野議員の御質問に、私から総括的にお答えしたいと思います。

ただいま6つにわたります御質問をいただきました。

地域計画の策定とそれに伴います垂井町の農業の将来像につきましては、垂井町といたしましても大変重要な課題であると認識をいたしております。先般公表いたしました地域計画につきましては、地域の皆様との度重なる協議を通じまして課題を共有するとともに、将来を見据えた農地利用の設計図として策定したものでございます。また、議員御指摘のとおり、岐阜県全体といたしまして、10年後の後継者が決まっていない農地の割合が高いという報道につきましては、垂井町にとりましても決して看過できない事実でございます。これらの状況を踏まえまして、地域農業の持続的な発展に向け、着実に取り組んでまいる所存でございます。

食料安全保障をはじめといたします農業政策につきましては、国の動向に強く影響される一方で、垂井町におきましても担い手不足といった課題への有効な打開策はいまだ見いだせておらず、非常に残念でございますけれども、農業を取り巻く環境については依然として厳しい現状でございます。このような中でございますが、垂井町といたしましては、本町の農業が抱える多岐にわたる課題に対しまして、今回策定をいたしました地域計画を羅針盤として、各地域に出向いて農業関係者の皆様の声を真摯に伺ってまいりたいと、そのように考えております。町でできることは速やかに検討いたし、国、あるいは県に働きかけるべき内容につきましては、様々な機会を通じてしっかりと働きかけてまいります。地域の方々をはじめとする皆様方、そして関係機関と一丸となりまして、10年後、20年後も持続可能な垂井町の農業を実現するために、誠心誠意、職務に邁進する所存でございます。なお、より一層の御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げます。私の答弁とさせていただきますと思います。

なお、そのほかの御質問内容につきましては、担当課長から御答弁を申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（広瀬隆博君） 小竹武志産業課長。

〔産業課長 小竹武志君登壇〕

○産業課長（小竹武志君） 私からは、水野議員の御質問の各項目について御答弁申し上げます。

初めに、1つ目の御質問、農業従事者や新規就農者への支援についてお答えいたします。

本町では、意欲ある農業者が安心して営農を継続でき、また新たに農業を志す方々が円滑に就農できるよう、多角的な支援に取り組んでおります。既存の農業従事者に対しましては、国や県の各種補助事業の情報提供と申請手続の支援を行っております。例えば、担い手農業者の経営安定に資する経営所得安定対策や作業の省力化、効率化、技術の平準化、作物の高品質生産に資するスマート農業技術導入支援事業などでございます。また、新規就農者への支援につきましては、本町の農業の持続的な発展を見据え、垂井地域担い手育成総合支援協議会、西美濃

農業協同組合、垂井町農業委員会、そして岐阜県西濃農林事務所と連携し、就農相談から研修、就農後の営農定着までを一貫して支援しております。具体的には国の経営発展支援事業を活用し、就農後の経営発展に必要な機械、施設の導入等を支援しております。あわせて、地域の農業の将来像を見据えた地域計画の早期実現に向け、将来の農地の受け手となる新規就農者等の円滑な経営承継と早期の経営発展を後押ししてまいります。今後も、関係機関との連携を一層深め、本町で農業を始めたいという方々の願いと可能性を地域一丸となって、全力で支えてまいりますと考えております。

続いて2つ目の御質問、担い手への農地利用集積の推移と課題、現在集積・集約化に向けた取組、垂井町の農地の10年後に耕作する後継者が決まっていない割合と今後についてをお答えいたします。

まず、農地利用集積の推移についてでございます。

農地集積につきましては、町の総合計画におきましても、重要目標達成指標、KGIとして農業振興地域内面積における担い手への集積面積を設定し、その推進に取り組んでいるところでございます。担い手への農地の集積・集約化を目的とした農地中間管理事業を活用し、農業委員や各地域の担い手による働きかけの結果、集積面積は平成28年策定時の578.4ヘクタールから、令和6年には712.0ヘクタールまで着実に増加しております。集約化についても、同様に増加傾向にございます。一方、課題といたしましては、中間地域を中心に小規模な農地が点在しており、集積・集約化が難しい状況がございます。また、相続等による農地所有者の意識の希薄化や町外にお住まいの所有者の増加も協議が進展しにくい要因となっております。

次に、現在の集積・集約化に向けた取組についてでございます。

農地中間管理事業の活用に加え、令和5年度から令和6年度にかけて策定いたしました地域計画と目標地図が今後の大きな推進力になると考えております。この計画の策定プロセスでは各地域の農業関係者にお集まりいただき、協議の場を設けました。この協議の場は今年度以降も継続し、毎年度各地域の新農業経営対策会議に伺い、担い手の意向を確認いたします。これにより各地域の実情に合った農地利用の将来像を地域全体で共有し、集積・集約化を進めてまいります。

次に、垂井町の農地の10年後に耕作する後継者が決まっていない割合についてでございます。

議員御指摘のとおり、岐阜県内の農業振興を図るべき農地のうち、10年後に後継者が決まっていない農地の割合が43.5%に上ると報道されました。地域計画と目標地図の策定方法は新しい制度でもあるため策定市町によって異なり、一概に比較できない場合がございます。その上で本町の現状を申し上げますと、目標地図上の約92%の農地において、担い手、耕作者が位置づけられております。しかしながら、地域計画策定時のアンケート調査では、農家全体の半数弱において、将来後継者がいないという結果が出ております。また、担い手自身や農地所有者の高齢化も深刻な課題であり、今後地域農業を牽引してきた担い手が引退された際、その地域の農地が耕作されず、適正な管理もままならない状況となる懸念がございます。

次に、今後についてでございます。

こうした状況を防ぐため、国の方針によるところも大きいですが、複数の認定農業者や集落営農組織といった担い手間の連携強化や持続可能な営農活動の在り方を地域と共に検討し、安定した営農体制の確立と担い手の確保に向けた取組を後押ししてまいります。また、担い手の多様化を図るため、企業や地域内外の住民を主体とした多様な農業参入についても、調査・研究を進めてまいります。

続いて3つ目の御質問、耕作放棄地や遊休農地の現状と解消に向けた対策、畑を担う耕作者の育成支援や畑を貸し出す仕組みの現状、荒廃農地により迷惑を受けておられる周辺住民の方への対応についてお答えいたします。

まず、耕作放棄地や遊休農地の現状についてでございます。

耕作放棄地や遊休農地など、市街化調整区域内で管理が必要な未耕作農地につきましては、住民や農業関係者の皆様からの御報告や、毎年農業委員が農地利用最適化推進委員と共に実施する農地パトロール、農地の利用状況調査により、実態把握に努めております。問題となる耕作放棄地や遊休農地は増加傾向にあり、主な要因として、農地所有者の高齢化や町外居住、相続に伴う権利関係の複雑化などが考えられます。

次に、解消に向けた対策についてでございます。

町といたしましては、遊休農地解消、自主的再生支援助成金事業を活用した再生作業経費の一部補助や、農地所有者と担い手との農地利用に関する調整などを通じ、担い手が農地を引き受けやすい環境を整備し、耕作放棄地と遊休農地の解消を図っております。

次に、畑を担う耕作者の育成支援や畑を貸し出す仕組みの現状についてでございます。

町内の田につきましては、担い手の皆様の御尽力により、そのほとんどが適正に耕作されており、現時点では耕作放棄地や遊休農地となる可能性は低いと考えております。

問題は、主に畑において生じております。しかしながら、畑は小規模なものが多く、水田に比べ営農の手間もかかるため、耕作者としても受入れが難しいのが現状です。この現状に対し、畑に特化したものではございませんが、農業に触れる機会の創出と担い手の育成、貸出しの促進に寄与する事業として、空き家バンクや空き地バンクのような仕組みの創設を検討してまいります。農地は、空き家や空き地と比較して、所有権移転やその後の営農の担保、農地管理などにおいて難しい点もございますので、十分な検討を要すると考えております。引き続き、借手の需要や現在の担い手の方々の御意見も参考にしながら調査・研究を続けてまいります。

次に、荒廃農地により迷惑を受けておられる周辺住民の方への対応についてでございます。

先ほども申し上げましたとおり、市街化調整区域内における問題のある農地につきましては、皆様からの御報告や農地パトロールにより実態把握に努めております。そして、周辺の営農や生活環境に悪影響を及ぼしている場合、所有者等を特定し、まずは口頭や書面により適正な管理を行うよう指導しております。お困りの際は御連絡をいただければ、現地を確認し対応いたします。

続いて4つ目の御質問、農地所有者の意識等についてお答えいたします。

地域計画の策定に向けた協議の場などを通じて把握した農地所有者の意識を基に御答弁申し上げます。

農地が集積・集約化された土地の所有者、すなわち農地を担い手に貸出ししている方々からは、高齢で耕作が困難になったため担い手に任せられてありがたいといった前向きな御意見や管理の負担が軽くなったといった安堵の声が多く聞かれました。一方で、集積・集約化されていない農地の所有者の中には、将来自分や子供が帰郷して耕作する可能性があるといった期待感をお持ちの方や、先祖代々の大切な農地は自分の手で守りたいと強い愛着を感じておられる方も少なくありません。町といたしましては、これら多様な農地所有者の意識や価値観に寄り添うことが重要であると考えております。その上で、農地を貸し出すことが単に個人の資産管理にとどまらず、地域の農地と美しい景観を守り、ひいては地域社会の持続可能性につながるという点を丁寧に説明し、理解と協力を得ながら、農地の集積・集約化を進めてまいります。

続いて5つ目の御質問、学校給食以外の地産地消の推進に向けた取組状況についてお答えいたします。

学校給食につきましては、学校給食地産地消推進事業により、その推進を図っております。一方、学校給食以外となりますと現時点で町の直接的な取組はございませんが、西美濃農業協同組合によるファーマーズマーケットが地元農産物の提供拠点として重要な役割を担っており、地産地消と農業者の販売促進に寄与しております。また、間接的ではございますが、町で実施しております農林水産物6次産業化支援事業補助金の活用を促進することも地産地消の推進につながるものと考えております。地産地消の推進は、農業者の所得向上や販路の多様化、農業者が尊重される社会の実現のみならず、食育やシビックプライドの醸成の観点からも有効な取組です。町といたしましても、町民全体の地産地消の機運が高まるよう関係機関と連携を進めてまいりたいと考えております。

なお、地産地消とは少し異なりますが、ふるさと納税の返礼品としても町内産の農産物を取り扱い、全国に本町の農産物の魅力を発信しております。

最後に6つ目の御質問、最近の物価高騰等による各地域の経営体の経営状況についてお答えいたします。

昨今の燃料、肥料、飼料をはじめとする生産資材の価格高騰が町内農業者の経営に大変厳しい影響を及ぼしていると認識しております。これら生産コストの増大が経営を圧迫し、その上昇分を農産物の販売価格へ十分に転嫁することも難しい極めて深刻な状況にあると捉えております。こうした状況に対し、町といたしましては、まず農業経営の負担を少しでも和らげることが重要であると考え、国や県の支援策を確実に農業者の皆様へお届けすることに努めております。具体的には、県の肥料高騰対策機械等整備事業を活用し、効率的な施肥に必要な農業機械の導入支援を推進するとともに、各種支援制度に関する情報提供や個別の相談対応にも取り組んでおります。

各地域の経営体の経営状況につきましては、個々の経営努力により収支改善が図っておられる担い手もおられる一方で、多くの担い手が依然として厳しい経営環境にあると認識しております。米価は上昇傾向にございますが、生産資材価格の高騰分を全て補うには至っておらず、予断を許さない状況が続いているものと捉えております。今後も、国や県の動向を注視するとともに担い手の皆様の声に真摯に耳を傾け、経営の実態を把握しながら必要な支援が届くように努めてまいります。

以上、私の答弁とさせていただきます。御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（広瀬隆博君） 3番 水野忠宗議員。

○3番（水野忠宗君） 御丁寧な答弁ありがとうございました。

農家の支援という意味で、これからも十分に御支援いただきたいなというふうに思います。

またこの農業の担い手の不足というのは、やっぱり人口減少と高齢化というのがありますし、経営を圧迫しているという状況の中で、なかなか担い手としてやっていこうという気持ちになれないというのが現実かなというふうに思います。せつかく集積・集約された農地を十分に活用して、美しきこの垂井町の農地を守っていただけるそういう担い手をぜひ育てていきたい、育てていただきたいなというふうに考えます。以上でございます。

さらなる御支援をよろしくお願い申し上げます。一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（広瀬隆博君） しばらく休憩いたします。再開は13時15分といたします。

午前11時51分 休憩

午後1時15分 再開

○議長（広瀬隆博君） 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

5番 小宅宏議員。

〔5番 小宅宏君登壇〕

○5番（小宅 宏君） 議長の発言の許可を得ましたので、ただいまより一般質問を開始させていただきます。

一般質問1. 「多文化共生」へ！排外主義＝「日本人ファースト」は許しません。

人間にファーストもセカンドもありません。参院選で外国人を敵視する排外主義の潮流が出ています。その特徴は他者の存在、他者の尊厳と人権を認めないことにあります。排外主義の攻撃の矛先は、やがて全ての人々に向けられるというのが歴史の教訓です。現にこの参院選でも、女性の価値を産む産まないで決める蔑視発言、命の尊厳を否定する終末期医療の全額自己負担など、次々と差別と分断をつくり出しています。外国人敵視、外国人は生活保護を受けやすい、外国人の犯罪が増えて治安が悪化している、中国人などに土地が買い占められているなど、根拠のないデマや嘘が振りまかれています。

事実は、この10年間で日本に暮らす外国人は約1.7倍に増えたのに、生活保護を利用する外

国人は約7万5,000人から約6万5,000人に減少、その半数は、長年税金も年金も納めてきた在日コリアンです。また、外国人の犯罪も2005年をピークに減少、23年は1万5,541件と約3分の1です。外国人による不動産投資の増加は、第2次安倍政権の規制緩和とアベノミクスによる円安の結果です。特に2013年に制定された国家戦略特別区域法などで大規模再開発を後押しした結果、億ションやタワーマンションの乱立となり、どんどんマンション価格が上がってきました。それでも、10億円以上の不動産売買に占める海外投資家によるものは約4分の1です。

生活の困難や生きづらさの原因は、自公政権の政治にあります。そこから目をそらせ、国民の不満や不安を外国人に向けさせる、ここに自公政治を免罪する排外主義の大きな役割があります。

全国知事会「青森宣言」、排外主義にNo! 日本における外国人の現況。日本に暮らす永住外国人や長中期在留者などの在留外国人数は、昨年末には376万8,972人、前年比35万7,985人増と3年連続で過去最多を更新しています。しかし、在留外国人数が日本の総人口に占める割合は3%と少なく、10%台の欧米とは大きく異なります。出入国在留管理局データより。

青森宣言、我々は多文化共生社会を目指す。最多を更新する在留外国人は全国各地で暮らし、日本の様々な産業を支えています。地域に溶け込んでいる外国人も多く、全国で多文化共生の取組が進められています。参院選後の7月23日、24日に開催された全国知事会では、全会一致で採択した青森宣言において、外国人の流入規制や生活保護の支給制限などを訴えた政党が躍進したことに対し、排他主義、排外主義を否定し、多文化共生社会を目指す我々47人の知事が集い、対話の中で日本の未来を開くにふさわしい舞台となった。民主政治を脅かす不確かで根拠のない情報から国民を守り、国民が正しい情報に基づいて政治に参画できるシステムの構築を求めていくと鮮明に宣言しました。

全国知事会がまとめた提言では、国は外国人を労働者と見ているが、地方自治体から見れば日本人と同じ生活者であり地域住民であると指摘、今後運用が始まる育成就労制度では幅広い職種で受入れを可能にすることや、地方自治体が行う日本語教育などに関する予算を十分に確保すること、多文化共生施策の根幹となる基本法を政府に求めています。全国知事会宣言が示すように、外国人労働者が日本各地で様々な産業に携わり、外国人材の確保が地方の課題に押し上げられているとき、日本人ファーストの排外主義がどれほど大きな影響をもたらしているかということは明らかです。

日本社会は、地域ごとの濃淡はあれ、既に多文化共生へと進んでいます。社会的条件としてこの事実は重要です。技能実習生や留学生などの働きなしには、日本社会は農水産業、建設サービス業など、多くの分野が立ち行かなくなっています。全国知事会提言でも国に基本法整備を求めているのはそのためです。私たちの足元で各市町村は様々な取組を強めています。

地域の多文化共生とは、国籍や民族などの異なる人々が互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと、総務省多文化共生

の推進に関する報告書2006年3月です。そうした中で、今は排外主義を押し返す幅広い運動が極めて重要です。運動を目に見えるものにして広げることは、日本社会の民主主義の発展にも経済的発展にも寄与するものです。多文化共生に携わる専門家は、多文化共生社会実現に向けた取組は外国人住民のための取組だけでなく、地域全体の利益に資するものであると語っています。

排外主義を押し返す大同団結へ、社会のたがを外さないために、外国人との多文化共生社会の民主主義日本を構築するために、幅広い共同の運動を広げることが重要です。

そこで、垂井町にお尋ねします。

質問(1)全国知事会の青森宣言をどう捉え、町政に反映させるのか、質問(2)学校と子供たちの社会に日本人ファーストを持ち込ませないためにどういう取組を進めるのか、以上よろしくお答えください。

一般質問2. 従来健康保険証の復活を！

①健康保険証3,700万人期限切れ。7月末、約3,700万人の健康保険証の有効期限が切れました。期限が切れたのは、国民健康保険の加入者の7割に当たる約1,700万人と、原則75歳以上の後期高齢者制度の加入者全員の約2,000万人です。8月以降の受診はどうしたらいいか考えます。マイナンバーカードがなくても大丈夫。

②資格確認書が代わりになる。マイナ保険証を持たない国保の加入者には7月末までに自治体から資格確認書が届きます。後期高齢者制度の加入者はマイナ保険証を持っている人も含め、全員に資格確認書が届きます。健康保険証とよく似ていますが、名前が資格確認書になっています。健康保険証と同じように、資格確認書を医療機関の窓口に掲示することで保険診療を受けられます。もし、資格確認書が届いていない場合は、お住まいの自治体の担当課に問い合わせてください。なお、健康保険、協会けんぽや健保組合の加入者にも資格確認書が順次届いていますが、この場合、健康保険証は12月1日まで使えます。

③期限切れでも2026年3月末まで使える。7月末に有効期限が切れた健康保険証でも、8月以降、医療機関を受診できます。この場合、国保や後期高齢者医療制度の加入者については、窓口で10割負担を求めず、通常の窓口負担、1割から3割になります。厚労省が通知を出しています。6月27日、8月4日の事務連絡、2026年3月末までの暫定的な対応です。

④資格情報だけで受診できる。国保の加入者で、マイナ保険証を持っている人には、資格情報のお知らせが届きます。マイナ保険証を利用するとき、カードリーダーの不良や停電などで資格確認ができないことがあります。そのときに届いた資格情報のお知らせを提示します。

厚労省は、マイナ保険証と資格情報のお知らせをセットで提示することを求めています。しかし、同省は今回、国保の加入者については、資格情報のお知らせだけを持参した場合でも窓口で10割負担を求めず、通常の窓口負担、1割から3割にするとしました。事務連絡同前、2026年3月末までの暫定的な対応です。

⑤マイナ更新は5年ごとに必要。マイナ保険証で受診できますが、マイナ保険証にも有効期

限があります。まず、マイナンバーカードの有効期限が10年です。発行日から10回目の誕生日まで、未成年者は5回目の誕生日まで。今年度は2,780万枚が更新時期を迎えます。更新は自治体の窓口での手続きが必要です。有効期限が切れた後の3か月間はマイナ保険証で受診できます。マイナンバーカードの再発行の手続きを行わなかった場合、3か月以内に資格確認書が交付され、引き続き保険診療を受けられます。マイナ保険証を持っている人が、マイナンバーカードの健康保険証の利用登録を解除することもできます。その場合、資格確認書が交付されます。

⑥マイナカード強行で深刻なトラブルも。政府が昨年12月、国民の反対を無視して健康保険証の新規発行停止を強行したためです。

開業医の6割が加入する全国保険医団体連合会の実態調査5月発表では、回答した9,741医療機関の約9割でマイナ保険証によるトラブルが発生、また札幌市の市立病院では5月、マイナ保険証による資格確認が丸一日できなくなるトラブルも起きました。病院窓口で入力が必要な暗証番号を忘れたとか、車椅子の人は顔認証が難しいなど、使い勝手が悪いのです。他人の情報のひもづけや名前、住所の入力誤りも多発しています。盗難や紛失を恐れて持ち歩きたくない人も多いのです。スマートフォン搭載のマイナンバーカードも出てきましたが、専用の機器が必要で医療機関の負担になっています。だから、マイナ保険証の利用率は31.4%、7月末現在で、昨年12月から6.01ポイントしか伸びていません。厚労省はマイナ保険証の利用を呼びかけていますが、マイナンバーカードを作るかどうか、保険証として登録するかどうか、マイナ保険証を使うかどうかは任意です。

⑦従来の健康保険証の復活を。有効期限が切れた健康保険証での受診を来年3月まで認める厚労省通知は、多くの医療関係者や国民の訴えが厚労省に政策転換を認めさせました。方針の転換は政府の政策の破綻です。政府自らマイナ保険証への一本化が間違いであったと認め、直ちに従来の健康保険証を復活すべきです。来年3月まで健康保険証を存続させるとともに、暫定的にとどめず引き続き健康保険証を使えるようにすべきです。また、資格確認書は今回後期高齢者全員に交付されます。東京都の渋谷区と世田谷区は、国保の加入者全員への交付を決定しました。資格確認書はマイナ保険証を持っている人を除外せず、全員に交付すべきです。

健康保険証の存続などを求める意見書は、岩手県議会と39都道府県の区市町村議会231議会で可決されました。6月16日に可決した北海道足寄町議会の意見書は、健康保険証が新規発行停止された後の今年2月時点のマイナ保険証の利用率は26.62%にすぎず、解除申請も多いことから国民の不信や不安があらわになっていると指摘、マイナンバーカードの電子証明書は今年だけで1,500万枚が有効期限を迎える見込みとなっていることからさらなるトラブルの拡大も懸念されるとして、国民皆保険制度を守り、誰もが安心して医療を受けることができるようにするためにも、政府においては、従来の健康保険証の廃止を撤回し、発行再開と継続させることを求めると訴えています。

以下、垂井町にお尋ねします。

2025年5月13日、厚労省保険局より事務連絡通知が出されていて、要配慮者、高齢者、障が

い者の方に対しての指示が出されています。この通知の中で、要配慮者には資格確認書の申請の勧奨など丁寧な対応をと書かれています。質問1. 要配慮者の方の申請は何人おられましたか。質問2. 要配慮者の方にどのような施策を講じて申請の推進を行われましたか。質問3. 要配慮者の事前把握はどのようにされましたか。以上3点、よろしくお答えください。

○議長（広瀬隆博君） 小森俊宏企画調整課長。

〔企画調整課長 小森俊宏君登壇〕

○企画調整課長（小森俊宏君） 私からは、小宅議員の大きい御質問の1点目、「多文化共生」へ！排外主義＝日本人ファーストは許しません！のうち、1点目の全国知事会の青森宣言をどう継承発展させるのかについてお答えさせていただきます。

議員御指摘のとおり、近年本町におきましても外国人は増加傾向にあり、令和7年9月1日現在、24か国1,070人の方が暮らしています。地域経済や文化の担い手として私たちの社会に欠かすことのできない存在となっており、こうした方々が言葉や文化、習慣の違いから孤立することなく地域の一員として安心して暮らしていくための環境づくりは、行政の重要な役割であると認識いたしております。

令和7年7月、全国知事会議青森宣言において、排他主義、排外主義を否定し、多文化共生社会を目指すという強い意志を示したことは、本町といたしましても、その趣旨を共有しているところでございます。

垂井町第6次総合計画では、多文化共生社会の実現に向けて、社会環境の整備と教育、啓発の充実に取り組むとの方向性を掲げ、これまで外国人の方々が生活に必要な情報を得やすいよう、「広報たるい」、ごみの出し方、ハザードマップなどの多言語化による情報発信や日本語教室の開催支援、多文化共生に取り組む団体と協働で国際交流イベントなどの開催などに取り組んでおります。さらに、本年4月からは、13の言語と手話に対応した映像通訳アプリを導入したことにより、役場に来庁される外国人の方への窓口対応がスムーズにできるようになりました。

民間においても、様々な多文化共生の取組が行われております。一例を御紹介いたしますと、本年4月、矢橋ホールディングス株式会社が垂井町表佐の矢橋テクニカルセンター内において、多国籍の従業員の交流施設、多文化共生館SAXIAをオープンされ、多文化共生社会の構築のために御尽力いただいております。また、7月には任意団体の垂井町国際交流協会が創設され、生き生きと暮らし、働けるまちづくりの思いを実現するため様々な活動を始められました。

本町といたしましても、今後も国や県の動向に注視しつつ、多文化共生に取り組む様々な団体と連携しながら、外国人の方々を単なる働き手としてではなく、同じ地域で暮らす生活者として捉え、防災、福祉、子育てといったあらゆる行政分野において、一人一人に寄り添ったきめ細かな施策が展開できるよう取り組んでまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（広瀬隆博君） 小川裕司教育次長。

〔教育次長兼学校教育課長 小川裕司君登壇〕

○教育次長兼学校教育課長（小川裕司君） 私からは小宅議員の御質問、学校と子供たちの社会に日本人ファーストを持ち込ませないためにどういう取組を進めるのかについてお答えします。

垂井町第3次教育大綱の基本方針には、生命と人権の尊重を基盤とし、知徳体の調和を大切にしたいこと、こども園、学校づくりを掲げ、まちの将来を担う子供たちが生命と人権を互いに尊重し、志を持って夢や目標、可能性に向かってたくましく生きていくことを大切にするとしています。

その取組の一つとして、小・中学校では毎日仲間のよさを見つけるよさ見つけを行い、性別や国籍に関わらず、仲間一人一人のよさを見つけて紹介し合い、さらにその内容を教室に掲示することで、児童・生徒が互いの存在を認め合うとともに、多様性を価値として共有できる学級づくりに努めています。

あわせて、垂井町では、学校、家庭、地域が一体となってあったかい言葉がけ運動に取り組み、子供も大人も分け隔てなくお互いを認め合う雰囲気づくりを進め、こうした日常的な関わりが垂井町における多文化共生の推進を支える大きな強みとなっているところでございます。

また、教科の学習においても多文化共生の視点を取り入れており、小学校6年生の道徳では、明治23年に和歌山県で起きたトルコ共和国のエルトゥールル号遭難事件を題材に、国際理解、国際親善について国を超えた助け合いや友情について学んでいます。中学校3年生の道徳では、外国から来た転校生を題材に、日本と外国の文化や考え方の違いを理解し、共に生きていくためにはどのような姿勢が必要かを考える学習を行っています。中学校2年生の社会では、人権の尊重や共生社会の実現について理解を深めることを目標として、社会に存在する差別の問題や人権に関する課題を学び、多様な文化や価値観を持つ人々と共に生きる社会の在り方について学習をしています。こうした取組を通じて、子供たちは国籍にとらわれることなく、互いを一人の人間として尊重し、多文化共生の社会を自ら築いていこうとする力を培っています。

引き続き、垂井町の子供たちが社会の多様化を踏まえながら、国によってももの感じ方や考え方、生活習慣などが違っても、お互いの文化や価値観を尊重し合い、共に生きる力を育ていけるよう取り組んでまいりますので、御理解賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（広瀬隆博君） 岡野文紀住民課長。

〔住民課長 岡野文紀君登壇〕

○住民課長（岡野文紀君） 小宅議員の大きい2つ目の御質問、従来の健康保険証の復活を！についてお答えをさせていただきます。

マイナンバーカードと健康保険証が一体化したマイナ保険証の利用を基本とする仕組みに移行し、今年の7月31日に従来の国民健康保険証は全て有効期限が満了しました。マイナ保険証をお持ちの方には資格情報のお知らせを、お持ちでない方には資格確認書を郵送させていただきました。更新に当たり大きなトラブルはございませんでしたが、従来の健康保険証が届かないといった声や、マイナ保険証の暗証番号が分からないといった問合せがございました。初めての更新で戸惑われた方も見えたものと思っております。そこで丁寧に説明をさせていただ

たところでございます。議員がおっしゃるように、従来の健康保険証の復活をという声があるのも存じ上げておりますが、従来の健康保険証が廃止され、マイナ保険証への移行につきましては、法令に基づいて運営しておるところでございます。

議員御質問の1点目の要配慮者の方の申請は何人おられましたかについてでございますが、4人の方が申請をされ、いずれの方にも資格確認書を交付いたしました。

また、マイナ保険証の登録を解除された方については35人いらっしゃいます。解除の際には、その場で資格確認書を交付いたします。全ての方が要配慮者の方で、マイナ保険証と資格確認書の両方を持つのではなく、マイナ保険証を使用する際の暗証番号の管理が困難、マイナンバーカードを持ち歩きたくないなどの理由から、マイナ保険証の登録を解除される方もいらっしゃいました。

次に、2点目の要配慮者の方にどのような施策を講じて申請の推進を行われましたかにつきましては、年次更新の際に国民健康保険に加入されている全世帯にリーフレットを同封しておりますが、御高齢の方や障がいをお持ちの方など配慮が必要な方は申請をすることで資格確認書を取得することができる旨をお知らせいたしました。また、親族等の法定代理人や介助者等による代理申請が可能であることも併せてお伝えをしております。

次に、3点目の要配慮者の事前把握をどのようにされましたかについてでございますが、高齢者や障がい者の方など、マイナ保険証の利用に当たって配慮を必要とする方につきましては、高齢者や障がい者の方が一律に要配慮者とは限らないため、対象者を事前に把握することは難しく、先ほど申し上げましたように、全世帯にリーフレットを配付してお知らせすることで要配慮者の方からの申請をしていただくようにしております。

高齢者施設や障がい者施設などの福祉施設に入所されている方が、マイナンバーカードの取得を希望する際には、御要望があれば職員が施設へ赴き、申請から交付までの手続を行っておりますが、今後赴いた際には、申請者の方がマイナ保険証をお使いいただくことが困難と感じたときには、可能な範囲で施設の職員の方とお話をさせていただき、要配慮者の方の資格確認書の申請についてもお伝えする機会とさせていただきたいと思っております。

保険者として、安心して医療を受けられる体制を確保することが最も重要な責務であると認識しておりますので、引き続き丁寧で分かりやすい説明、周知を行ってまいります。御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（広瀬隆博君） 5番 小宅宏議員。

○5番（小宅 宏君） 多文化共生の取組、本当にありがとうございます。引き続き、議会人ともども一緒に頑張っていきたいと思っております。

再質問で1問あります。一般質問2のほうの従来の健康保険証の復活で質問をします。

今年12月1日には、全国民の保険証の有効期限が切れます。その際の大混乱は火を見るよりも明らかです。そもそも後期高齢者に資格確認書を全員交付するという方針からも、保険証廃止の矛盾は明らかです。自治体からも、国が一律で送れないと言っているのに送れないが一律

交付がいいのではないかという声も上がっています。厚生労働大臣は、資格確認書の全員交付については自治体の判断に任せるという趣旨の答弁をしていますが、今後、垂井町はどうされますか。

○議長（広瀬隆博君） 岡野文紀住民課長。

○住民課長（岡野文紀君） 小宅議員の再度の御質問にお答えをさせていただきます。

12月1日に保険証がなくなると、国民健康保険、後期高齢者医療につきましては先ほど私が申し上げました7月31日ではございますが、他の保険者、社会保険や共済などなどそういったところは、今の保険証は引き続き12月1日ということで、今お伝えをさせていただいたところでございます。

後期高齢者につきましては、資格確認書を送るなど国のほうの方向も当然ながら変わっております。そういった混乱も招きながら、御高齢の方には資格確認書で引き続き保険証に近い形の医療を受けていただくということで存続するような形で、言い方はあれなんです、柔軟に対応されておるといような状況でございます。

また、自治体におかれましては、以前御紹介もいただいたとおり、世田谷や渋谷区のほうでは資格確認書を国保のほうの方にも送るといような柔軟な対応はしておりますものの、国のほうでは自治体の判断ということで、今はまだ、岐阜県内でもそういった事例で判断しておるところはないということで、そういった岐阜県内の状況、近隣の市町の動向も踏まえながら検討してまいりたいと考えております。今のところ、資格確認書の取扱いについては従来どおりの方向で考えておりますのでよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○5番（小宅 宏君） ありがとうございます。

○議長（広瀬隆博君） 7番 山田成利議員。

〔7番 山田成利君登壇〕

○7番（山田成利君） 7番 山田成利です。

議長の許可をいただきましたので、通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。

一般質問3点についてです。

1点目、米価高騰と本町の食料安全保障について、2点目、垂井町地域活性化事業補助金の成果と今後の展開について、3点目、小・中学校における熱中症対策についてお尋ねをいたします。

1点目、米価高騰と本町の食料安全保障について。

国民の主食である米の価格は全国的に著しく高騰しております。この背景には、昨今の記録的な猛暑による作柄不良のみならず、より構造的な問題が存在していると考えられます。

国の農業政策は長年、需要に応じた生産を掲げ、主食用米から飼料用米や麦、大豆などへの転換を図ってきました。その結果、全国的に主食用米の作付面積は減少傾向にあります。本町においても例外ではなく、この政策に沿った転作が進められてきました。その状況下で、昨今の異常気象による収穫量の低下が重なり、市場に対する供給の逼迫が急速に表面化しました。

これはもはや単なる天候の問題ではなく、国の政策と気候変動が引き起こした食料危機であると考えられます。この事態は町民の家計を直撃するのみならず、本町の基幹産業である稲作農業の持続可能性を損なうものとして、本町の食料安全保障を脅かす重大な問題です。

そこで、町としてこの危機をどう乗り越え、町民の暮らしと地域の農業を守っていくのか、以下の質問をいたします。

質問1. 米の生産状況と需給バランスの認識について、本町における過去3年間の主食用米の作付面積と生産量の推移はどのようになっているのか。また、本年の作柄見込みと併せ、町の米穀生産の現状をどう考えているのか伺います。

質問2. 本町の農業政策の方向性について、国の政策に追従するだけでなく、本町の食料自給の根幹である主食用米の生産を維持・奨励していくべきと考えますが、町の考えを伺います。

次に2点目、垂井町地域活性化事業補助金の成果と今後の展開について。

町民の交流により町全体の一体感を図り、シビックプライドを醸成させるという、交流人口または関係人口を創出するため垂井町地域活性化事業補助金制度が創設され、多くのすばらしいイベントが生まれてきています。環境に配慮し、商用電力を使用せず実施された灯り・夕涼みフェスタ、昭和と平成レトロをテーマにしたレトロナイトTARUI、今年は会場を変え実施されたたるい竹あかりなど、本事業の果たしてきた役割は誠に大きいものと、高く評価しております。

一方で、制度が定着するにつれ、幾つかの課題も浮かび上がってきていると考えています。

1つ目には、申請する団体がある程度固定化し、新たな担い手の参入が伸び悩んでいるのではないかという点です。そして2つ目には、それぞれの活動で得られた知見や成果が他の団体や町全体に共有されず、活動の輪が広がりにくくなっているのではないかという点であります。本事業を垂井町の持続可能な未来を築くための力強いものとするためには、これまでの成果と課題をしっかりと検証する必要があるのではないかと考えております。

そこで、町民主体のまちづくりのさらなる発展に向け、本事業の成果と今後の展開について、町の見解確認のため、以下質問をいたします。

質問3. 事業の成果と課題について、本事業が開始されてからの応募件数、採択件数、補助金額の実績推移を伺います。また、町として本事業が地域にもたらした具体的な成果と担い手の固定化、成果の共有不足といった課題についてどのように考えているのか、見解を伺います。

質問4. 新たな担い手の発掘と参入促進について、アイデアはあるが一步を踏み出せないと感じている方や、これまで活動経験のない方が気楽に挑戦できる環境整備が急務であると考えます。新規参入のハードルを下げるとの方策について、町の具体的な考えを伺います。

質問5. 活動成果の見える化について、個々のすばらしい活動を地域のみで終わらせず、町全体の活性化につなげていくことが重要であると思います。採択された団体の活動内容や成果を町民に分かりやすく発信するお考えはあるか伺います。

次に3点目、小・中学校における熱中症対策について。

近年の真夏の猛暑を受け、他市町村の小・中学校で熱中症対策を種々の対応をしていると言われております。教育委員会として、小・中学校に熱中症の予防と対応を各学校にどのように周知されているのか伺います。

質問6. 小・中学校における子供たちの水分補給の現状について、個々の判断だけでなく、教師が水分補給の時間を意図的に設定して対応しているのかお伺いします。

質問7. 持参した飲物がなくなった場合は、どのように準備や対応をされているのかお伺いします。

さらに、他市町村の小中学校では、登下校時の長時間かかる子供に対する登下校時の熱中症対策として各教室に冷凍庫が試験的に設置をされています。登校時に使用した背当てパットやネッククーラー等の冷却材を下校時にも使用できるように活動しています。そこで質問8. 冷凍庫を各垂井町の小学校にも設置をし、登下校時の熱中症対策を実施するお考えはありますか、お伺いします。

以上、3問続いて御答弁をよろしくお願い申し上げます。

○議長（広瀬隆博君） 小竹武志産業課長。

〔産業課長 小竹武志君登壇〕

○産業課長（小竹武志君） 私からは、山田議員の大きい1つ目の御質問、米価高騰と本町の食料安全保障について、大きい2つ目の御質問、垂井町地域活性化事業補助金の成果と今後の展開について御答弁申し上げます。

初めに、大きい1つ目の御質問、米価高騰と本町の食料安全保障についての1つ目の御質問、米の生産状況と需給バランスについてお答えいたします。

まず、過去5年間の主食用米の作付面積と生産量推移について御説明いたします。転作の影響により、単純な年度比較が難しい点を御理解いただきますと幸いです。過去5年間の主食用米の作付面積は、令和2年の349ヘクタールから令和6年の328ヘクタールへと約6%の減少傾向にあります。具体的な推移は、令和2年349ヘクタール、令和3年336ヘクタール、令和4年323ヘクタール、令和5年310ヘクタール、令和6年328ヘクタールです。生産量については、作付面積が減少している一方、単位面積当たりの収穫量が向上したことにより、全体としては増加傾向にあります。具体的な推移は、令和2年847トン、令和3年912トン、令和4年788トン、令和5年913トン、令和6年998トンです。

次に、本年の作柄見込みと米穀生産の現状認識についてお答えいたします。

本年の生産量につきましては、現時点のもみの収穫状況としては平年並みとの見込みが現場から示されております。一方で、議員御指摘のとおり、近年の夏の高温傾向は米穀生産における喫緊の課題です。具体的には、米粒が白く濁る乳白米などの発生による品質低下リスクに加え、収穫時期の早期化に伴う酷暑での作業など、農業者の皆様の負担が増大しております。しかしながら、本町の米穀生産には各地域の営農組織や西濃用水による安定した水利環境といった大きな強みがございます。また、認定農家の皆様にも本町の地域農業を担う重要な役割を果

たしていただいております。今後も、西美濃農業協同組合や岐阜県西濃農林事務所といった関係機関との連携を一層密にし、高温耐性品種の導入支援や品質維持のための栽培技術の普及を後押しすることで、気候変動に対応した持続可能な米穀生産を推進してまいります。

続いて、2つ目の御質問、農業政策の方向性についてお答えいたします。

防衛、エネルギー、食料などの安全保障は国の責任の下で進められる政策であり、農業は国の政策に強く影響されるものと認識しております。昨今の米の需給逼迫と価格高騰を受け、国はこれまでの実質的な減反政策から米の増産へと大きく方針を転換し、県もまた国に同調して増産を要請しております。

しかし、地域の担い手の皆様からは、現場の実情との乖離を指摘する声が上がっております。平成30年に減反政策は公式に廃止されましたが、その後も水田活用直接支払交付金により転作が奨励されてきました。その結果、長い年月をかけ、米、麦、大豆による2年3作の耕作体制が地域に定着しております。このような状況下で、国が急に増産へ方針転換しても、現場の環境がすぐ変わるわけではございません。生産者の皆様からは、増産による米価下落への不安や担い手不足、高齢化により猛暑下での作業負担が大きい米生産の拡大には対応が困難であるといった懸念が示されております。こうした状況から、町としましては、既存の飼料用米や加工用米を主食用米に切り替えるといった対応がより現実的な選択肢ではないかと考えております。米価については、多様な視点から検討する必要があります。消費者にとっては、主食である米が少しでも安価に入手できることが望ましく、備蓄米の放出といった国の施策もその観点から行われました。しかし、生産者にとっては、昨今の燃料、肥料等の生産資材価格の高騰が経営を著しく圧迫しており、今夏の米価上昇によってようやく経営が安定する価格水準になったという見方もできます。今後、国は米増産のための新たな政策を示すものと思われませんが、国の政治状況が流動的である中、米価下落対策や担い手不足への支援など、生産者にとって実効性のある対策が提示されない限り、町としても主食用米の増産を奨励することは難しいと考えております。

近年の国際情勢や気候変動を鑑みれば、食料安全保障の重要性はますます増大することは明らかです。町といたしましては、主食用米生産の維持と地域農業の持続可能性確保に向け、国の政策との整合性を図りつつ、垂井町農業再生協議会を中心に具体的な施策の議論を深めてまいります。また、この危機的状況に対し、町としても直ちに取り組める対策も講じてまいります。各地域に出向いて農業関係者の皆様の声を真摯に伺い、町で実施可能な対策を検討するとともに、国や県に対しては様々な機会を通じて現場の声を強く届けてまいります。このように短期的な支援と中長期的な戦略の両面から対策を講じ、町民の暮らしと食、そして地域の農業を守っていく所存でございます。

続きまして、大きい2つ目の御質問、垂井町地域活性化事業補助金の成果と今後の展開について御答弁申し上げます。

垂井町提案型地域活性化事業は、令和元年まで実施しておりましたふれあい垂井ピアの在り

方を見直し、行政主導型から住民主導型へと転換をしたものです。住民の皆様からイベント企画を御提案いただき、審査会を経て補助金を交付し行政が開催を支援するこの事業は、令和3年度に開始し、本年度令和7年度で5年目を迎えます。本事業の推進に当たり、採択された事業の関係者の皆様が開催準備から当日の運営、後片づけに至るまで多大な御尽力と熱意を持って事業を完遂されていることに対し、深く感謝を申し上げます。

それでは、御質問の各項目について御答弁申し上げます。

初めに1つ目の御質問、事業の成果と課題についてお答えいたします。まず、本事業が開始されてからの応募件数、採択件数、補助金額の実績推移について御説明いたします。

本事業では、令和6年度までに延べ40件の御応募をいただき、審査会を経て38件を採択、総額1,541万7,463円の補助金を交付してまいりました。応募、採択件数、補助金額ともに増加傾向にあります。具体的な推移は、令和3年度、応募件数8件、採択件数7件、補助金額146万9,000円、令和4年度、応募件数8件、採択件数8件、補助金額204万1,000円、令和5年度、応募件数12件、採択件数11件、補助金額449万4,000円、令和6年度、応募件数12件、採択件数12件、補助金額741万3,463円です。今年度令和7年度におきましても、既に応募13件のうち12件を採択しており、事業の広がりが見られます。

次に、地域にもたらした具体的な成果と担い手の固定化、成果の共有不足といった課題についてお答えいたします。

本事業における最大の成果は、行政だけでは生まれ得ない多様なアイデアや発想を引き出し、地域の活性化や魅力向上に大きく貢献していただいている点です。採択事業のテーマは、議員から御紹介のあったイベントのほか、フェアトレードの推進、田んぼ体験、花火を活用した火育、由緒ある栗を活用した企画など多岐にわたります。さらに、昨年度本町が合併70周年を迎えた際には、本事業によって町内で多くの記念イベントが開催され、記念すべき年を住民の皆様と共に祝うことができました。また、事業開始当初は新型コロナウイルス感染症の影響で日本全体が活気を失っていた時期でしたが、町民の皆様の御理解と御協力の下、今日まで町全体で事業を支えていただいております。

一方、議員御指摘の課題につきましては、町といたしましても同様の認識を持っております。提案団体の構成に一定の傾向が見られること、そして、それぞれのすばらしい活動が町全体で十分に共有されていないことは、本事業をさらに発展させる上で乗り越えるべき課題であると捉えております。

続いて2つ目の御質問、新たな担い手の発掘と参入促進についてお答えいたします。

新たな担い手を支援するため、審査会委員の御意見も踏まえ、個別説明会、相談会を実施しております。ここではイベント実施経験のある方が相談役となり、事業の趣旨や留意点の説明、審査基準に沿った提案の助言を行っております。その際、補助金交付終了後も事業が継続できるよう、補助金に頼らない自立した運営方法についてもアドバイスをいただいております。また、令和7年度採択事業からは採択者説明会を開催し、事業実施の際の注意点を説明するとと

もに、西濃保健所からイベント時の飲食に関する説明を行っていただき、採択者間での情報共有の場も設けております。

一方で、御指摘の担い手の固定化という課題には肯定的な側面もございます。イベントの企画運営には経験に基づくノウハウが不可欠で、過去に実績のある方々が新規提案団体に参画することでそのノウハウが継承され、事業全体の安定化につながっているのも事実です。今後はこの個別説明会、相談会、採択者説明会を継続し、新規提案者に寄り添いながら参入を促してまいります。周知方法につきましても、町の広報紙やホームページに加え、若者世代に情報が届きやすいようSNSも積極的に活用し、事業の魅力を分かりやすく伝え、新たな挑戦を後押ししてまいります。また、地域のつながりが広い既存の提案団体の皆様には、新たな企画を検討されている方へのお声かけをお願いするなど御協力を依頼し、新規提案者の増加に努めてまいります。

最後に3つ目の御質問、活動成果の見える化についてお答えいたします。

他の議員の皆様からも御指摘をいただいている点を踏まえ、本年度から各採択団体に対し、事業完了後の実績報告書と併せて、活動内容や成果を詳しく記載した事業実施詳細書の提出を義務づけました。今後はこれらの情報を集約し、誰もが活動の成果を閲覧できるよう町ホームページに公開してまいります。これにより成功事例の共有が促進され、町民の皆様がイベント主催に興味を持つきっかけとなることを期待しております。さらに、団体同士が互いの活動を知ることで、新たな連携や協働が生まれる機会を創出してまいります。

町といたしましては、今後も提案者の皆様の声を伺いながら、本事業がより使いやすく、より効果的な制度となるよう改善を重ねてまいります。そして、町民一人一人の地域をよくしたい、楽しいまちにしたいという思いを形にできる、活力ある垂井町の実現に全力で取り組む所存でございます。こうした住民主体の活動を通じたシビックプライドの醸成こそが、まちの住み心地ランキングにおいて2年連続で岐阜県内3位という本町の評価をさらに高めるものと確信しております。

より一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます、私の答弁とさせていただきます。

○議長（広瀬隆博君） 小川裕司教育次長。

〔教育次長兼学校教育課長 小川裕司君登壇〕

○教育次長兼学校教育課長（小川裕司君） 私からは山田議員の大きい3つ目の御質問、小・中学校における熱中症対策についてお答えいたします。

最初に、質問の6. 小・中学校における子供たちの水分補給の現状についてお答えします。

学校での水分補給については、運動をする際など児童・生徒個々の判断に任せるのではなく、水分を補給し休憩を取る時間を確保し、全員の児童・生徒が確実に水分補給を行ったかを教員が最終確認をしています。とりわけ、小学校低学年の児童は活動や外遊びに熱中してしまうことが多く、休み時間になりましたら、外に出る前と外から教室に戻ったときに学級担任が水分補給をするよう指導しています。

次に、質問の7. 持参した飲物がなくなった場合はどのように準備対応しているかについてお答えします。

学校の水道水の水質検査につきましては、環境衛生基準にのっとり、養護教諭等が毎日、塩素濃度、色、臭い、そして味について点検を行っています。この点検により飲料水として使用することに問題がないことを確認していますので、児童・生徒が持参した飲物がなくなった場合には自らが判断して水道水を随時補給するようにしています。

次に、質問の8. 冷凍庫を垂井町の各小・中学校に設置し、登下校時の熱中症対策を実施する考えはあるかについてお答えします。

議員御指摘のとおり、垂井町内でもネッククーラーなどの冷却材を着用し登校する児童・生徒がいます。これらの対策グッズを使用することで暑さを和らげ、快適な通学、熱中症対策にもつながるものと考えております。暑さ対策グッズの使用割合を小・中学校に確認したところ、冷たいタオルやネッククーラーの使用は小・中学生で1割から3割程度、日傘は小学生で1割から2割程度、中学生では男子生徒も含め一部で使用されています。また、ランドセルと背中間に挟む背当てパットにつきましては、主に小学生の低学年で数名程度が使用され、ハンディファンにつきましては、破損のおそれ等がある理由から一部の小・中学校では使用を禁止していることから小学生での使用はなく、中学生でも1割程度の使用となっております。

県内自治体の中には、熱中症対策として、夏休み明けからネッククーラーなどの冷却グッズを登校時だけでなく下校時においても使用することができるよう、全小学校の教室ごとに冷凍庫を設置されたところもございます。

議員御提案の小・中学校への冷凍庫の設置につきましては、大変有効な暑さ対策の一つであると認識しておりますが、冷凍庫設置に係る電源や設置スペースの確保、またネッククーラーは直接肌に接触する商品でありますことから、カビや雑菌の繁殖防止対策など衛生管理面での配慮、さらには破損や日常での管理などの課題も考えられますことから、先行して取り組まれる自治体の効果を検証しながら、導入について検討してまいりたいと考えます。

以上、答弁とさせていただきます。御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（広瀬隆博君） 7番 山田成利君。

○7番（山田成利君） 各課より丁寧な御答弁をいただき、誠にありがとうございました。

1点目の米価高騰と本町の食料安全保障については、本町の米穀生産の現状と課題、そして国の政策転換に対する現場の率直な声まで分析いただき、理解が深まりました。特に現場の皆様が真摯に耳を傾け、本町の食と農業を守っていくと力強い決意に大変心強く感じております。

2つ目の質問、垂井町提案型地域活性化事業補助金については、本事業は着実に成果を上げていること、また今後の課題に対しても具体的な対策を検討されることを確信をいたしました。引き続き住民の皆様が町全体の活性化につながるよう、事業の推進をお願いいたします。

3つ目の質問、小・中学校における熱中症対策については、小・中学校の熱中症の予防対策

について、最も多い項目では小まめな水分補給や登下校の熱中症対策が上げられております。この件について調査していただいた結果を御報告いただき、誠にありがとうございます。以上で示された方針が着実に実行されることを期待し、再質問はございません。

私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（広瀬隆博君） 13番 富田栄次議員。

〔13番 富田栄次君登壇〕

○13番（富田栄次君） 通告に従い、大きく2点質問します。

1点目、表佐「地蔵橋」の崩壊（変形）修復と表佐「地蔵院」について。

令和7年6月25日に記録的な大雨が続いた結果、垂井町表佐を流れる相川に架かる地蔵橋で橋桁が波打つように変形し、通行止めとなりました。橋脚の一部が沈下した影響と見られます。

県議、町長、連合自治会長と私ども地元議員、県へ早期修復の陳情に出向いたとき、原因については相川の増水による洗掘が主な原因とのことでした。地元住民や通勤者がよく利用していた重要なルートであり、また小学生の通学路でもあり、車道橋も歩道橋も両方通行止めとなり、日常生活に大きな不便を来しています。これまで緊急対策工事として橋脚周辺の洗掘対策、河床の洗掘部分に石を詰める作業と河床に堆積した土砂の除去工事が実施されました。

車道橋、地蔵橋本体は令和7年9月1日から撤去工事が行われています。今日現在で撤去が終わったようでございます。いまだ撤去後の工事内容は全く示されていません。

地蔵橋と地蔵院についての在り方というテーマは、宗教的・文化的・地域的な文脈によって解釈が分かります。ここでは一般的な意味について考えてみます。地蔵橋とは地蔵菩薩にちなんで名づけられた橋の名称で、日本各地に点在し、特定の一か所ではなく地域によって異なる地蔵信仰と結びついた場所と思われまふ。歴史的・宗教的背景としては、橋は現世とあの世または此岸、こちらの岸と彼岸をつなぐ象徴的存在で、地蔵菩薩は死者の魂を救う存在として信仰されており、とりわけ子供や旅人の守りとして、地蔵橋の近くには地蔵尊が祭られていることが多く、地域の信仰の場になっています。

そこで、表佐の地蔵院（地蔵堂）の位置と河川との関係について、この表佐地蔵院は明らかに河川敷に近い場所にあり、相川のほとり、その周辺の湧き水エリアに設置されていることが推測されます。静かな信仰の場として地域の祈りや防災、道しるべとしての役割を果たしていると考えられます。地蔵院は、河川の氾濫や増水に対する信仰や鎮めの意味合いを持つことが多く、河川敷に祭られる例は日本各地でも見られます。ここ表佐地蔵院でも同様に、地元住民の心の拠りどころとして、あるいは災害への祈りを込めて設置された場所かもしれません。

表佐地蔵院が河川敷地内にある点についての配慮について。

地蔵院が河川敷や堤防に近い場所にある場合、河川改修によって影響を受ける可能性は否定できません。用地取得や安全対策などです。ただし、現時点では具体的な地蔵院の移転、撤去の公式情報は確認されていません。一般的に、河川改修では宗教施設や歴史的構造物への影響を考慮する必要があり、関係者との調整は重要な工程となります。将来的には人命第一、人命

最優先として耐災性の高い橋の設計が検討されなくてはならず、そこで質問をいたします。

1つ目、表佐地蔵院が河川敷や堤防に近い場所、現在地にある場合、都市計画法上、建築基準法上、その他の法律において、敷地建物はどのように扱われますか。

2つ目、表佐地蔵院は河川改修によってどのような影響を受けますか、用地取得や安全対策など。

3つ目、新しく架け替える橋は橋桁が高くなると言われていますが、表佐地蔵院を含む兩岸の周辺地域、当然住居があるわけですけれども、周辺地域との高低差対策はどのようになりますか。

4つ目、今回を一つの契機として、緊急対策として、また表佐地内の通行量緩和対策として、クリーンセンターや養老方面へのバイパス迂回路建設を望みますが、以上質問をいたします。

大きく2点目、町道でないと舗装はできないのかについて。

令和6年第4回定例会一般質問、ここで「できない理由より、やる方法を考えよ」と題して、町道でないと舗装はできないのですかとこの質問をしました。そのときの建設課長の答弁は、限られた予算であることから、現在は町道を対象とした舗装を基本としているが、町道以外の公衆用道路等についても必要に応じて部分的な舗装を実施している。自治会要望、地元要望及び現場状況を考慮し、優先順位を決定し、事業を推進しているとの回答がありました。しかし、いまだに実行されていません。これまでに何度も自治会要望を出してきましたが、なかなか実行されず、もう自治会要望を出すのをやめようかと言われた方があります。通学路には草が生えて困っているとの自治会要望、地元要望が強くあり、集落の中での日常生活道路、福祉道路でもありますので質問をいたします。

そこで質問をいたします。

町道でないと舗装できないのか、先ほど同僚議員が似た御質問をされました。そのときに前向きな御回答をされておりますが、この場で町道でないと舗装はできるかできないか、確認の質問をいたします。

○議長（広瀬隆博君） 早野博文町長。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 富田議員から御質問いただきました、一般県道栗原青野線、表佐地蔵橋の変形につきまして、表佐地区の幹線道路を長期間規制することとなりますことから、地元並びに道路を利用される皆様には大変御不便をおかけしておるところでございます。この場をお借りしまして、改めておわびを申し上げたいと思います。

さて、地蔵橋の変形につきましては、先ほど来議員もおっしゃっておりますとおり、令和7年6月25日の早朝からの大雨に伴いまして、河床の局所洗掘が発生をいたし、橋を支える橋脚におきまして傾斜及び沈下が確認されました。また、橋の上部におきましても全区間で損傷が確認されておりまして、被災後につきましては側道橋、歩道橋を含めまして全面通行止めの規制が行われておりますことから、地元の小・中学生にも大変御不便をおかけしておるところで

ございます。通学路の変更を余儀なくされておる現状でございます。

道路管理者でございます岐阜県の大垣土木事務所におきましては、7月中旬より応急対策工事、そしてまた8月下旬より橋梁の撤去工事が実施されております。現状といたしましては、確認された被災状況から既設橋梁の復旧は困難な状態であり、架け替えに向けた橋梁新設の計画、設計が進められておることを私も確認をしておるところでございます。

地蔵橋の災害復旧につきましては、今申し上げましたとおり、さきの9月9日でございますけれども、第2回の一般県道栗原青野線の地蔵橋変状対策検討会におきましても、るる検討を重ねられておるところでございます。その席上におきましても、参画していらっしゃいます大学の教授からも次のような言葉をいただいております。被災から約2か月半も経過しておるといったようなこと、そしてまた、応急対策工事や撤去工事が早期に実施はされているものの、いまだ復旧工法でありますとか構造、スケジュール等の決定に至っていない状況であるといったようなことを発言されておるところでございます。

いずれにいたしましても、通行規制あるいは通学路の変更を強いられております地元住民の皆さんをはじめとして多大なる影響を及ぼしておりますことから、引き続き大垣土木事務所に対しましても、早期に復旧が進みますよう私からも再三これからも要望してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

なお、そのほかのいただきました質問につきましては、それぞれ担当課長から回答を申し上げますのでよろしくお願いいたします。

○議長（広瀬隆博君） 衣斐浩一都市計画課長。

〔都市計画課長 衣斐浩一君登壇〕

○都市計画課長（衣斐浩一君） 私からは、富田議員の地蔵橋関連の御質問のうち、1点目の法律上の取扱いにつきまして、都市計画法及び建築基準法の事務を所掌しております都市計画課からお答えをさせていただきます。

地蔵院が建立されております土地につきましては、都市計画法における都市計画区域内の市街化調整区域及び河川法における河川区域に指定をされております。よって、当該区域内での建築行為につきましては、都市計画法及び河川法の規制を受けるため、それぞれ岐阜県の許可を受けなければならないこととなっております。また、工事着手前にはその計画が建築基準法などの法令に適合しているかどうかの確認を岐阜県、または指定確認検査機関に検査を受けなければならないこととなっております。本町といたしましても、今後、地蔵院が地蔵橋の復旧対策によって仮に建て替えなどを余儀なくされる場合には、適法かつ安全で、地元の皆様の思いを踏まえた上での建て替えなどに向けまして、岐阜県などの関係機関と調整を図ってまいりたいと考えておりますので御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（広瀬隆博君） 藤江和明建設課長。

〔建設課長 藤江和明君登壇〕

○建設課長（藤江和明君） 富田議員の大きい質問の1点目、表佐地蔵院の崩壊（変形）修復と

表佐地蔵院についてのうち2つ目から4つ目まで及び大きい質問の2点目、町道でないと舗装はできないのかについてお答えさせていただきます。

一般県道栗原青野線の1級河川相川に架かります地蔵橋は、1932年、昭和7年に架橋され、橋長62.0メートル、幅員6.3メートルのPC単純T桁橋でございます。また、車道橋東側の側道橋、歩道橋は1983年、昭和58年に架橋され、橋長62.0メートル、幅員2.8メートルの鋼単純H形桁橋でございます。

地蔵橋の被災状況につきましては、令和7年6月25日の早朝からの大雨に伴い、河床の局所洗掘が発生し、橋を支える橋脚5基のうち3基において傾斜及び沈下が確認されており、橋の上部におきましても全区間で剥離やひび割れ等の損傷が確認されております。被災後は、側道橋、歩道橋を含め全面通行止めの規制が行われていることから、通学路の変更等を行っております。

道路管理者であります県大垣土木事務所においては、7月中旬より応急対策工事、8月下旬より橋梁の撤去工事が実施されております。また、学術経験者や関係行政職員で構成された一般県道栗原青野線地蔵橋変状対策検討会が設置され、被災メカニズムの検証や復旧工法の検討が行われております。現状といたしましては、確認した被災状況から既設橋梁の復旧は困難な状態であるため、架け替えに向けた橋梁新設の計画、設計が進められていることを確認しております。

なお、具体的な質問の回答につきましては、県大垣土木事務所に確認いたしました内容に基づきお答えさせていただきます。

大きい質問の1点目、表佐地蔵橋の崩壊（変形）修復と表佐地蔵院についての御質問の2つ目、表佐地蔵院は河川改修によってどのような影響を受けますか、用地取得や安全対策などについてでございますが、現在の河川改修計画では地蔵院周辺への影響はございません。しかし、地蔵橋の復旧に伴う橋梁新設及び取付け道路の設置に当たり、地蔵院周辺へ影響を及ぼす可能性がございます。現在計画・設計途中であり、具体的な影響内容につきましてはお示しすることはできませんが、地蔵院への影響を十分に考慮し、関係者の皆様とも調整を図りながら丁寧に事業を進めてまいります。

次に、御質問の3つ目、新しく架け替える橋は橋桁が高くなると言われていますが、表佐地蔵院を含む兩岸の周辺地域との高低差対策はどのようになりますかについてでございますが、現行基準を基に桁下余裕高等を確保しますと、橋面の高さは現況より高くなる可能性がございます。こちらも現在計画・設計途中であり、具体的な高さ及び影響範囲についてはお示しすることはできませんが、極力桁高を抑えた構造で検討が進められております。橋面高さの変更に伴い、地蔵院を含む兩岸周辺地域への影響を十分に考慮し、関係者の皆様とも調整を図りながら丁寧に事業を進めてまいります。

次に、御質問の4つ目、緊急対策として、また表佐地内の通行量緩和対策として、クリーンセンター、養老方面へのバイパス建設を望みますがについてでございますが、現在、地蔵橋の

早期復旧に向けた事業を第一優先として進められており、議員御指摘のとおり、一般県道栗原青野線は表佐地内において12メートルの都市計画道路として計画されておりますが、地区内道路においては狭隘箇所が多く見られ、また、沿道には家屋が連担していることから拡幅が困難な状況にあります。

本町といたしましても、県大垣土木事務所に対し、バイパスルートの選定及び都市計画道路の見直しに合わせた整備につきまして毎年要望を行っております。県大垣土木事務所も現状及び事業の必要性について認識していただいておりますが、地蔵橋の災害復旧事業を最優先に進め、その後においては他事業の進捗状況及び交通量の状況を見て検討していきたい旨の回答をいただいております。

地蔵橋の災害復旧につきましては、通行規制や通学路の変更等、地元並びに道路を利用される皆様に多大な影響を及ぼしていることから、一日も早い復旧並びに定期的な情報提供につきまして、県大垣土木事務所に対し引き続き要望してまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、大きい質問の2点目、町道でないと舗装はできないのかについてお答えいたします。

昨年令和6年の第4回定例会一般質問におきまして同様の御質問をいただいておりますが、限られた予算であることから、現在は町道を対象とした舗装を基本としております。しかし、町道以外の公衆用道路等についても、利用形態や安全性の観点から、必要に応じて部分的な舗装は実施しております。また、自治会要望、地元要望及び現地状況を考慮の上、庁舎内で検討を行った結果を基に事業の優先順位を決定しておりますと答弁しております。

近年は、経年劣化に伴う道路構造物の老朽化や気象変動に伴う雑草等の繁茂が著しく、町道以外の法定外道路、赤道等につきましても多くの地元要望をいただいております。法定外公共物の維持管理は誰が行うのかについてでございますが、先ほどの若山議員の答弁でも申し上げましたが、法律上の定めがなく、扱いが明確になっていないことから、一般的に実質的な維持管理は地域住民の皆様にお願ひしてきた経緯がございます。また、一概に赤道といいましても、人が1人通行できる程度の赤道から、災害時の避難道路として重要な役割を担っている赤道、町道並みに交通量のある赤道など、その形態は多岐にわたっているのが現状でございます。

垂井町においても、利用者の多くが地域住民の皆様限定されていることから、従来からの慣習として地元自治会や地域住民の皆様にご維持補修、清掃等についてお願いしていたところがございます。しかしながら、近年の人口減少や高齢化の影響により、地域活動の担い手が不足するなど、十分な維持管理を行うことが困難となっており、本町において維持管理を行わなければならない箇所が今後さらに増えていくものと考えております。

法定外公共物の維持管理を主体的に行っている自治体の多くが、法定外公共物整備要綱を制定し、それに基づき整備を行っております。議員御指摘のとおり、通学路となっているなど地域において整備の優先度が高く一定の要件を満たす赤道につきましては、舗装施工の検討も必

要であると考えておりますので、今後先進事例等の調査を行い、法定外公共物の整備につきまして要件整理を進め、早い段階でお示ししていきたいと考えております。

今後も、地域住民の皆様と連携を図りながら適正な赤道の維持管理に努めてまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（広瀬隆博君） 13番 富田栄次議員。

○13番（富田栄次君） ただいまは御答弁ありがとうございます。

第2点目につきましては前向きに取り組んでいただくというようなことで、早期の実施に向けてどうか取り組んでいただくことをよろしく願いいたします。

それと、第1点目につきましては、町長御答弁ありがとうございます。県のことでありますけれども、できるだけ早くこの計画を、何か小出しされているような気がするんですけど、出していただかないと3年以内に完成できないんじゃないかと思うんですけど、住民はどのような回答を出してくるかが分からなくて、3年以内とはっきり明確に言われたんですけども、何か立ち退きとかいろんなことが出てきたときに、そんなふうにはなかったときには、住民のせいになされても困りますので早く計画を出していただきたいということなんです。そういうことで早く計画を出していただくということが、早く皆さんの意見を県のほうに酌み取っていただきたいという趣旨で説明をいたしましたので、町の関係、担当課の方はよろしく願いいたします。

これで質問を終わります。

○議長（広瀬隆博君） これをもって一般質問を終了いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

午後3時01分 散会

上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

垂井町議会議長 広 瀬 隆 博

会議録署名議員 中 村 ひとみ

会議録署名議員 富 田 栄 次

